

けんしんの現況 **2015.3.31**

けんしんの概要

本店 〒380-8668
長野市新田町1103番地1
電話 026-233-2111(代表)

設立 昭和29年11月20日

出資金 10億58百万円
組合員数 132,617人
預金残高 8,906億円
貸出金残高 2,703億円
自己資本比率 20.44%
(パーゼルⅢに基づく国内基準)

職員数 651人
(男416人 女235人)

店舗数 51店舗
営業地域 長野県一円
(平成27年3月31日現在)

本 店



第2本店



CONTENTS

ごあいさつ	1
事業方針	2
平成26年度 事業概況	2
トピックス	3
不良債権等の情報	4
企業の社会的責任(CSR)の取組みについて	6
CSRの取組み(法令等遵守体制)	6
CSRの取組み(苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)	7
CSRの取組み(環境保全活動)	7
CSRの取組み(リスク管理体制)	8
CSRの取組み(顧客保護等管理方針)	10
CSRの取組み(利益相反管理方針)	10
CSRの取組み(個人情報保護)	11
CSRの取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況)	12
CSRの取組み(地域貢献への取組み)	18
役員一覧	21
会計監査人の氏名又は名称	21
事業の組織	21
総代会	21
店舗一覧表	22
コンビニATM	23
店舗外キャッシュコーナー	24
資料	25
自己資本の充実の状況等	34
報酬体系について	41
主要な事業の内容	42
索引	43

(注) 本資料において掲載してある計数は、原則として下記のとおり表示しております。

- 金額
単位未満を切り捨てて表示しているため、掲載金額の合計と表中の合計欄の金額が一致しない場合があります。
- 諸利回り・諸比率
小数点第3位以下を切り捨てて第2位まで表示しております。
- 構成比
小数点第2位以下を切り捨てて表示しているため、掲載している構成比の合計が100%とならない場合があります。
- 「資料」「自己資本の充実の状況等」における残高等の表示
値が全くない場合は「—」表示、表示単位未満の値がある場合は「0」表示、当該期に勘定科目が存在しない場合は「/」表示しております。



理事長 黒岩 清

平素より皆さまには、長野県信用組合（通称：けんしん）に格別のご高配を賜りまして、心から感謝申し上げます。

皆さまに、当組合の現況をご理解いただくため、ここに平成26年度の事業内容を収めたディスクロージャー誌「けんしんの現況2015.3.31」をととのえました。ご高覧を賜り、末永く安心してけんしんをご利用いただくうえで、お役立ていただきたいと存じます。

さて、平成26年度の国内経済は、総じてみれば景気の回復を実感するまでには至らず、特に、長野県経済については、都市部での好景気の兆しや大手企業の業績伸長による影響は限定的に止まり、企業間・業種間の格差、さらには所得格差が見られる状況でした。そのようななかで、私どもけんしんは一層の業績向上と経営体質の強化・改善に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、業績は当期純利益において過去最高益となる42億20百万円を計上するなど、着実な成果をあげることができました。皆さまのご支援に対しまして衷心よりお礼を申し上げます。

平成27年度は、さらに皆さまの期待と信頼に添えますよう、経営全般に最善を尽くしてまいりる所存でございます。

皆さまにおかれましては、今後とも何分のご高配、ご利用を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成27年7月

理事長 黒岩 清

事業方針

企業倫理

地域社会において、「信用」、「信頼」の構築に努め、法令等を遵守し、経営の健全性を確保する。もって、「経営理念」及び「経営方針」を実現し、社会的責任と公共的使命を果たす。

経営理念

金融業務の健全性・適切性を確保し、信用の維持・向上に取り組み、もって地域社会の発展に貢献する。

平成27年度（第62期）経営方針

健全で収益力の高い強固な財務内容を構築し、さらなる成長力と経営体質の強化を図るために、以下の経営方針を掲げる。

1. 新規顧客の創造による正しい預金と良質な貸出金の増加
2. 地域連携を実現する現場力の発揮
3. 職員の資質向上による組織力強化
4. 更なるコスト削減
5. 法令等遵守態勢等の実効性ある経営管理態勢の充実

平成26年度 事業概況

預金

預金は、個人預金、法人預金がともに増加した結果、期中228億円増加して残高は8,906億円（前期比2.63%増加）となりました。

貸出金

貸出金は、設備資金の需要がなかなか盛りあがらない中でも、医療関連融資、国際支援融資及び個人ローンが堅調に推移、またイノベーション事業資金にも食指が動き、期中56億円増加し、残高は2,703億円（前期比2.13%増加）となりました。

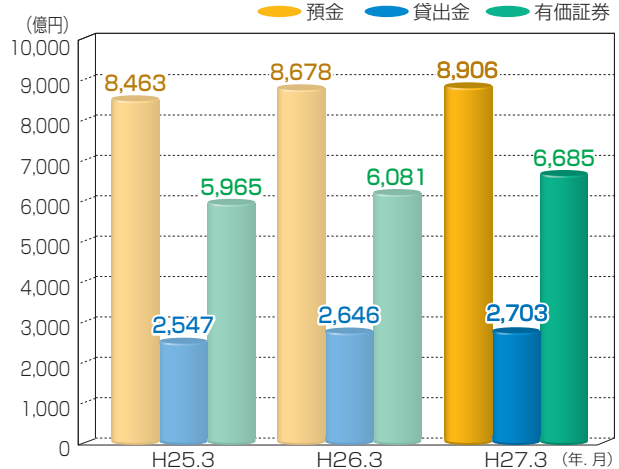
有価証券

有価証券は、国債等の国内債券を主体に、運用の多様化にも積極的に努め、期中604億円増加して残高は6,685億円となりました。

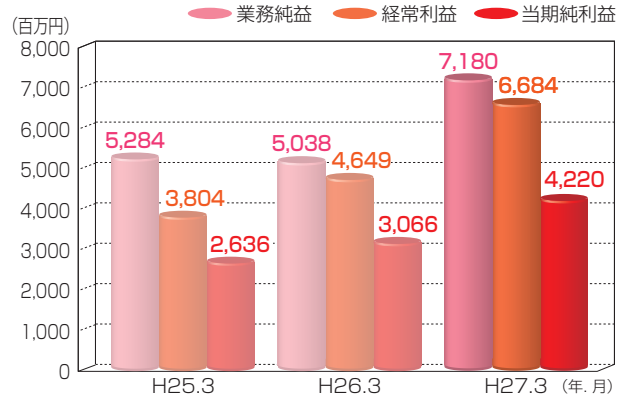
損益

損益状況は、運用の多様化を図ったことにより、有価証券利息配当金が増加したこと、及び効率的な運用に努めたことにより国債等債券売却益が増加したことに加え、経費の削減に努めたことから、業務純益は、71億80百万円（前期比21億42百万円増加）となりました。経常利益は、与信コストが増加したものの、業務純益の大幅な増益により、66億84百万円（前期比20億34百万円増加）となり、当期純利益は、経常利益の増益を受け、平成22年3月期の32億84百万円を上回る42億20百万円（前期比11億53百万円増加）を計上し過去最高益となりました。

預金・貸出金・有価証券



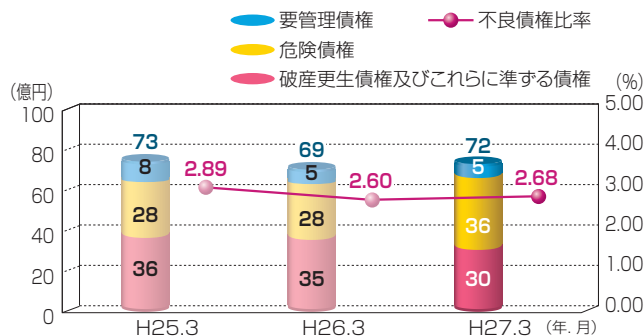
業務純益・経常利益・当期純利益



不良債権残高・不良債権比率

不良債権は、残高（金融再生法ベース）が72億79百万円（前期比3億64百万円増加）となりました。また、総与信残高に占める比率（不良債権比率）は2.68%（前期比0.08ポイント増加）となりました。

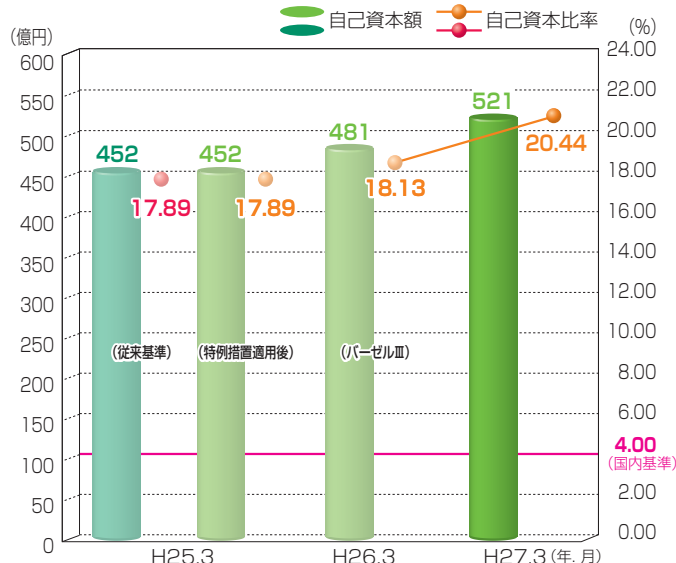
不良債権残高・不良債権比率（金融再生法ベース）



自己資本額・自己資本比率

自己資本額は、バーゼルⅢに基づく国内基準で521億円（前期比40億円増加）となりました。この結果、自己資本比率は、同基準で20.44%（前期比2.31ポイント上昇）となりました。

自己資本額・自己資本比率



有価証券評価損益

有価証券評価損益は、運用資産の良質化と多様化に積極的に努めたこと及び円安が進行し市場金利も低下したことから、610億16百万円（前期比399億57百万円増加）の評価益となりました。

(注) 平成25年3月期は、従来基準による値と特例措置適用後の値を併記しております。また、平成26年3月期からは、バーゼルⅢに基づく国内基準による値を記載しております。

トピックス

○本部体制の強化

・経営支援体制の強化

取引先企業の経営支援体制の強化を目的として、多くの企業が今後の経営課題として掲げている「事業承継」に関する専門担当部署を平成26年4月に新設し、企業先からの様々な相談に対応できる態勢を整えました。

また、多岐に渡る相談に応えられるよう外部専門機関である株式会社ストライクと「M&A仲介業務」に関する協定を締結いたしました。

○融資新商品の発売

新商品として、平成26年8月に「TKC会員ビジネスローン」及び「TKC会員開業サポートローン」を、同年10月にはフリーローン「プライベートベスト」及び「がん先進医療ローン」を発売いたしました。

○全自動貸金庫365日営業店の増設と営業時間延長

休日を含む365日稼働の全自動貸金庫設置店舗に安曇野支店を加え、7月現在11店舗が通年営業しています。また、お客さまのさらなる利便性を考慮して、同貸金庫の営業時間を、平日は午前8時から午後9時まで、土日・祝日は午前9時から午後7時までそれぞれ延長いたしました。

○ネットサービスの充実

一層高まるネットニーズに対応して、個人向けネットバンキングの画面デザインを刷新し、分かりやすく操作性に優れた画面にリニューアルいたしました。さらに、セキュリティ対策強化として、不正送金対策ソフト「PhishWallプレミアム」の提供、リスクベース認証（合言葉による本人確認）を導入いたしました。

○新システムの導入・開発

平成26年4月、新資金管理システム及び新バージョンの証券管理システムを運用開始いたしました。

また、提案セールスの充実等一層の顧客サービスの提供を図るべく、平成26年7月から「新渉外支援システム」の開発に着手いたしました。

○相談会の充実

平成27年4月から、各種個人ローンのほか、年金、資産運用、相続など幅広い相談に応じる「いろいろ相談会」を、毎月16日に全営業店で定期的に開催することといたしました。

○各種セミナー開催

当組合の相談業務の取組みについて積極的なPRを図るため、新たに「事業承継セミナー」、「相続セミナー」を開始いたしました。これまでに「事業承継セミナー」については計9回、また、「相続セミナー」については計4回開催いたしました。

○新イメージキャラクターの起用

平成26年10月から、新イメージキャラクター（バイオリニスト中村里奈さん）を追加起用してのテレビコマーシャルの放映を開始いたしました。

○支店の新築・移転

平成26年10月、豊科支店が新築開店し、同時に名称を「安曇野支店」に変更いたしました。

また、諏訪支店の新築移転（平成27年10月開店予定）に着手いたしました。

不良債権等の情報

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 {(B+C)/A×100}	
破綻先債権	平成26年3月期	49 (0.01)	16	32	100.00	
		部分直接償却を実施した場合	22 (0.00)	16	5	100.00
	平成27年3月期	8 (0.00)	3	4	100.00	
	部分直接償却を実施した場合	3 (0.00)	3	—	100.00	
延滞債権	平成26年3月期	6,324 (2.38)	3,288	2,730	95.15	
		部分直接償却を実施した場合	4,795 (1.82)	3,288	1,201	93.61
	平成27年3月期	6,722 (2.48)	3,400	2,983	94.95	
	部分直接償却を実施した場合	5,336 (1.98)	3,400	1,597	93.64	
3か月以上延滞債権	平成26年3月期	— (—)	—	—	—	
		部分直接償却を実施した場合	— (—)	—	—	—
	平成27年3月期	— (—)	—	—	—	
	部分直接償却を実施した場合	— (—)	—	—	—	
貸出条件緩和債権	平成26年3月期	529 (0.19)	310	48	67.92	
		部分直接償却を実施した場合	529 (0.20)	310	48	67.92
	平成27年3月期	527 (0.19)	313	56	70.24	
	部分直接償却を実施した場合	527 (0.19)	313	56	70.24	
合計	平成26年3月期	6,903 (2.60)	3,615	2,811	93.10	
		部分直接償却を実施した場合	5,347 (2.03)	3,615	1,256	91.09
	平成27年3月期	7,258 (2.68)	3,717	3,044	93.16	
	部分直接償却を実施した場合	5,868 (2.18)	3,717	1,654	91.54	

残高()内は、貸出金残高に占める比率

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D=B+C)	保全率 (D/A×100)	貸倒引当金率 (C/(A-B)×100)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成26年3月期	3,528(1.32)	1,707	1,821	3,528	100.00	100.00	
		部分直接償却を実施した場合	1,964(0.74)	1,707	257	1,964	100.00	100.00
	平成27年3月期	3,093(1.14)	1,443	1,650	3,093	100.00	100.00	
	部分直接償却を実施した場合	1,695(0.62)	1,443	252	1,695	100.00	100.00	
危険債権	平成26年3月期	2,856(1.07)	1,600	950	2,550	89.27	75.62	
		部分直接償却を実施した場合	2,856(1.08)	1,600	950	2,550	89.27	75.62
	平成27年3月期	3,657(1.34)	1,973	1,344	3,318	90.72	79.85	
	部分直接償却を実施した場合	3,657(1.35)	1,973	1,344	3,318	90.72	79.85	
要管理債権	平成26年3月期	529(0.19)	310	48	359	67.92	22.31	
		部分直接償却を実施した場合	529(0.20)	310	48	359	67.92	22.31
	平成27年3月期	527(0.19)	313	56	370	70.24	26.62	
	部分直接償却を実施した場合	527(0.19)	313	56	370	70.24	26.62	
不良債権合計	平成26年3月期	6,914(2.60)	3,618	2,820	6,438	93.11	85.55	
		部分直接償却を実施した場合	5,350(2.02)	3,618	1,256	4,874	91.10	72.51
	平成27年3月期	7,279(2.68)	3,730	3,052	6,783	93.18	86.01	
	部分直接償却を実施した場合	5,881(2.18)	3,730	1,654	5,384	91.56	76.92	
正常債権	平成26年3月期	258,546						
		部分直接償却を実施した場合	258,546					
	平成27年3月期	263,830						
	部分直接償却を実施した場合	263,830						
合計	平成26年3月期	265,460						
		部分直接償却を実施した場合	263,896					
	平成27年3月期	271,109						
	部分直接償却を実施した場合	269,711						

残高()内は、総与信残高に占める比率

○部分直接償却について

当組合は、部分直接償却を実施しておりません。部分直接償却を実施した場合は、表記のとおりとなります。

部分直接償却とは、自己査定により回収不可能又は無価値と判定された担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額(IV分類債権額)を取立不能見込額として、債権額から直接減額することです。

用語解説

◎リスク管理債権

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の理由により、元本又はその他の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、前記破綻先債権及び経営再建等を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。また、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の「担保・保証等(B)」は、当該債権額と当該債務者の総貸出金額の比率按分により求めております。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

◎金融再生法開示債権

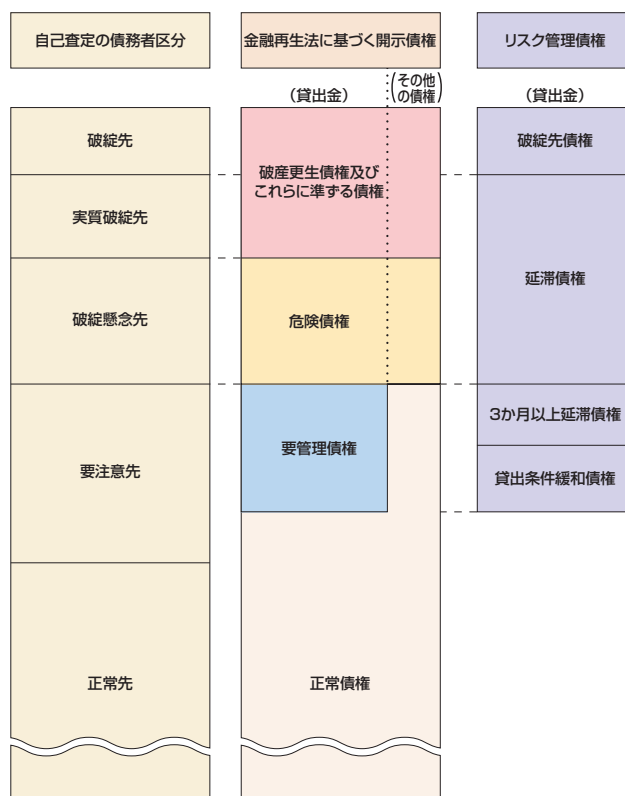
1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、自己査定において、破綻先又は実質破綻先に区分された債権です。
(破綻先とは、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻の事実が発生している債務者をいいます。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。)
2. 「危険債権」とは、自己査定において、破綻懸念先に区分された債権です。
(破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。)
3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債権のうち、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金です。(要注意先とは、貸出条件・履行状況・財務内容等に問題があり、今後の管理に注意を要する債務者をいいます。)
4. 「正常債権」とは、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。また、要管理債権の「担保・保証等(B)」は、当該債権額と当該債務者の総債権額の比率按分により求めております。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

「自己査定の債務者区分」と「金融再生法に基づく開示債権」・「リスク管理債権」の関係

◎不良債権とは、金融機関が融資したお金のうち、回収できなくなったり、回収できなくなりそうなお金のことです。

◎不良債権には、「リスク管理債権」と「金融再生法に基づく開示債権」という2種類の捉え方があります。

1. 「リスク管理債権」は、銀行法を準用する協同組合による金融事業に関する法律(協金法)により公表しなければならないと規定されている不良債権の捉え方です。
2. 「金融再生法に基づく開示債権」は、金融再生法により公表しなければならないと規定されている不良債権の捉え方です。
3. 「リスク管理債権」は原則として貸出金ごとに、一方、「金融再生法に基づく開示債権」は債務者ごとに不良債権を捉えており、対象となる債権の範囲や判断基準もそれぞれ異なるため、二つの開示方法を厳密に比較することはできませんが、原則的には次の相関関係にあります。
 - (1) リスク管理債権の「破綻先債権」は、金融再生法に基づく開示債権の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に含まれます。
 - (2) リスク管理債権の「延滞債権」は、金融再生法に基づく開示債権の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」に含まれます。
 - (3) リスク管理債権の「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額は、金融再生法に基づく開示債権の「要管理債権」と一致いたします。
 - (4) 金融再生法による不良債権の各分類の中には、リスク管理債権の考え方によると不良債権として公表されない部分があります。(債務保証見返、未収利息、仮払金等)
4. 不良債権の開示金額は、両方法とも、差し入れられた担保などを控除する前の金額で表わしていますので、公表された金額すべてが回収不能になるわけではありません。



CSRの取組み(法令等遵守体制)

企業の社会的責任(CSR)の取組みについて

当組合は、企業倫理にも表されているように「CSR」(CSR: Corporate Social Responsibility)を、お客さま・出資者・地域社会・環境といった当組合と関わりのあるさまざまな側面からの期待に応える取組みと考え、地域への円滑な資金供給や金融サービスの提供といった本業である金融業はもちろんのこと、リスク管理や法令等遵守等の内部管理態勢強化の取組みをはじめ、地域金融機関として地域社会に貢献するため、従来から多方面にわたり活動を行ってまいりました。

今後も、CSRへの取組みは、当組合にとって地域金融機関としての公共的使命であることを認識し、健全な業務運営を確保しつつ、地域経済、地域社会の発展に貢献してまいります。

法令等遵守体制について

金融機関の社会的責任と公共的使命に鑑み、健全な業務運営にはコンプライアンスを重視した透明性の高い経営が必要不可欠であると認識し、法令や社会的規範の遵守の徹底、企業倫理の確立に努めております。

○基本方針

法令等遵守(コンプライアンス)とは、法令や組合内の規則、社会規範等、一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。

当組合は、自己責任原則に基づく健全経営に取り組む中で、自らの社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつとして捉えております。常に公正な職務を行い「信用」「信頼」の維持、向上に努め地域社会からの信頼をゆるぎないものにするため、法令等遵守体制を確立し、コンプライアンス重視の企業風土を職場内に醸成させることに努めております。

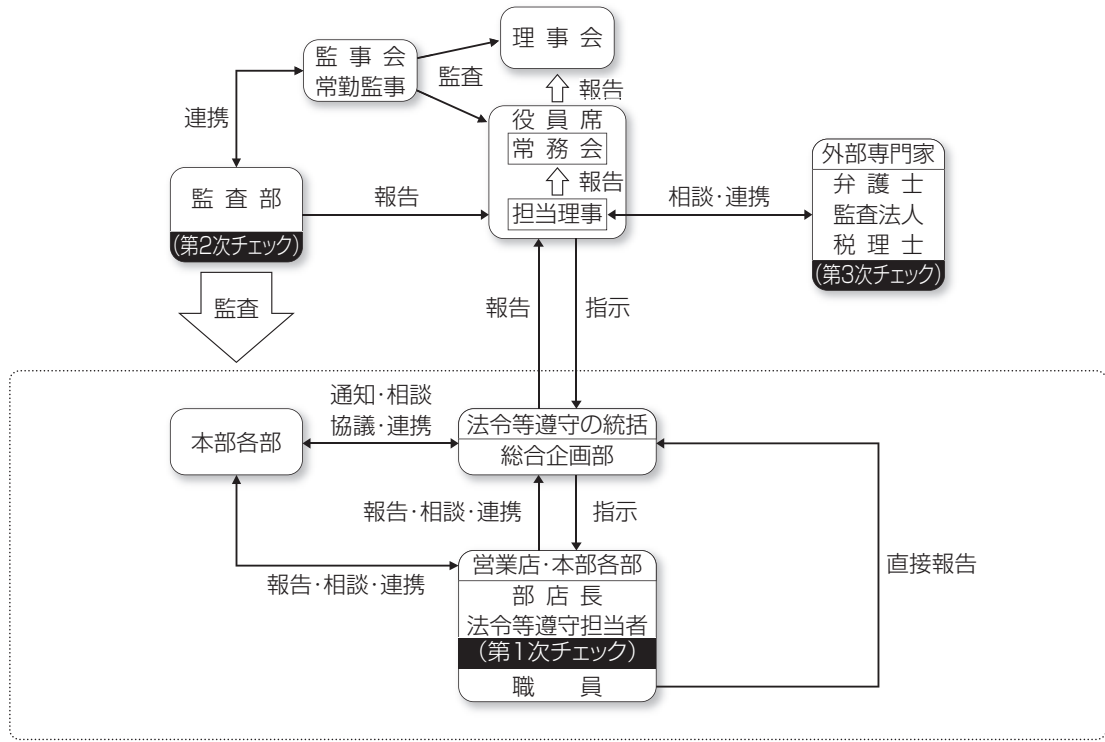
○運営体制

総合企画部を法令等遵守に関する統括部署に位置付けるとともに各店舗に法令等遵守の管理監督を行う部店長と担当者を置き、法令等遵守方針・規程・基準等に基づきコンプライアンスを実践・管理しております。

また、必要に応じて常勤監事、会計監査人又は弁護士等から意見を求める体制を整えております。

業務を遂行するにあたっては、役職員全員に「諸規程集」及び「事務取扱規程集」を配布し、組合内の規程、権限、事務手続等を明確化するとともに、職務に応じた通信教育の実施及び業務内容に応じた研修会を開催し、さらに、人事制度の中でコンプライアンスの外部試験合格を義務化して、職員の知識・倫理の向上に努めております。

法令等遵守体制図



CSRの取組み(苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・環境保全活動)

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある店舗又は下記の窓口にお申し出ください。

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総務部

【受付日】月曜日～金曜日(当組合の休業日を除く)
【受付時間】午前9時～午後5時
TEL 026-233-5620

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますので、店頭でお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：http://www.naganokenshin.jp/

証券業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)」でも受け付けています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター TEL 0120-64-5005
(ADR FINMAC)

紛争解決措置

名称	TEL	受付日	受付時間
東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前9時15分～午後5時
第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前10時～午後4時
第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前9時15分～午後5時

上記各弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の長野県信用組合総務部又は下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※平成27年6月末現在、長野県における協定弁護士会は現地調停のみの対応としています。

具体的な内容は、仲裁センター等にご照会ください。

一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

【受付日】月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日を除く)
【受付時間】午前9時～午後5時
TEL 03-3567-2456

証券業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)」でも受け付けています。

環境保全活動

○環境方針

長野県信用組合は、自然豊かな長野県の地域金融機関として、地球環境保全に配慮し、環境への負荷を軽減する活動を継続し、地域社会に貢献します。

1. 環境に関する情報等を公開し、環境保全活動の継続的改善を図ります。
2. 環境関連法・規則等を遵守します。
3. 以下について環境目的・目標を定め実施し、定期的に監視と見直しをすることで汚染の予防に努めます。
 - (1) 省資源、省エネルギー、廃棄物の削減
 - (2) 環境に配慮した物品の使用
 - (3) 環境配慮型金融商品の提供
 - (4) 役職員への環境教育による、地域社会に対する環境貢献

○認証/登録の取得から自己適合宣言へ

当組合は、平成14年3月5日に本店(本部及び本店営業部)がISO14001規格に適合しているとして、(株)トーマツ審査評価機構の認証/登録を受けました。

また、認証/登録期限を平成17年3月に迎えた際には、更新審査を受けず、規格との適合を自らの責任において自己決定し自己宣言(以下『自己適合宣言』という)いたしました。

その理由は、外部機関による認証/登録を受けてきた期間と同様に、環境方針の実現や環境目標を達成するための活動を継続するとともに仕組みの再構築を図り、なおかつ、引き続き内部監査機能の充実と職員の環境教育の徹底を図ることによって、十分にISO14001の規格に適合し、企業の社会的責任も果たせると判断したからです。



CSRの取組み(リスク管理体制)

リスク管理体制について

金融の国際化の進展や規制緩和により金融機関を取り巻く環境が大きく変化してきており、ビジネスチャンスが拡大する一方、金融機関が直面するリスクも急速に拡大、多様化してきております。

当組合では、経営の健全性と収益力の向上による財務体質の強化を図るべく「リスク管理態勢の充実」を経営の最重要課題のひとつと位置付け、更なるリスク管理体制の強化に努めております。

	内 容	管理方針	
信用リスク	与信先の業況悪化等に伴い貸出等の返済などが契約どおりに行われず損失を被るリスク、又は資産の価値が減少・消失して損失を被るリスクをいいます。	与信リスク集中の排除とリスク対比リターンを極大化を狙いとした与信ポートフォリオ管理、厳正な審査に基づく個別与信管理を両輪として、リスクの所在やその規模を適切に把握するとともに、資産の健全性を維持し、不良債権の発生を未然に防ぐことによって収益力を向上させるべく努めております。また、安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に従い、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図っております。 また、当組合では、信用格付制度を導入し、その格付結果に基づき厳格な自己査定を実施しております。	
市場リスク	市場における金利、価格及び為替等の変動によって保有する資産が損失を被るリスク及び市場関連取引に付随する信用リスク等をいいます。	当組合は、内部構造分析における計量的測定資料を基に、ALM委員会において金利・為替・価格変動や収益状況を把握検討するとともに、適切なコントロールにより資産負債の総合的な管理を行っております。また、定期的及び必要に応じ、常務会に報告を行い、迅速で的確な対応が取れる統制された体制を構築しております。	
流動性リスク	当組合の財務内容の悪化等により必要な資金が調達できなくなる、若しくは資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引が不能となり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。	的確な資金ポジションを確保するため運用・調達資金を日常的に集中管理し、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全な体制を整えております。資金繰り状況及び支払準備率は、定期的及び必要に応じ、常務会に報告する体制としております。	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	事務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳格性、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応を図るとともに、お客さまからの信頼性の向上に努めております。また、内部事務規程や各種マニュアルの整備あるいは適切な事務指導・研修を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理体制の充実・強化に努めております。
	システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動・不正使用、システムからの情報漏えいなどにより損失を被るリスクをいいます。	コンピュータ化、ネットワーク化の進展により、コンピュータシステムの停止などによる影響が一層大きくなってきていることに鑑み、システムの安定稼働に万全を期して、こうした障害などの発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合の影響を極小化し早期の回復を図るために、災害対策システムの準備、各種インフラの二重化、バックアップ用のコンピュータの確保や障害訓練の実施などシステム障害、犯罪、事故に対して十分に対応し得る体制を構築するとともに危機管理マニュアル及びオンラインシステム関連のコンティンジェンシープランを整備することによりシステムリスクの軽減に努めております。
	法務リスク	法令等の遵守状況が不十分であること、その他法的原因により発生するリスクをいいます。	法務リスクの顕在化を未然に防止するため、より強固なコンプライアンス体制を確保する必要があることから、法令等遵守に関する基本方針を定めた「法令等遵守マニュアル」を制定し、周知徹底を図っております。さらに、コンプライアンスを実現するための具体的施策であるコンプライアンス・プログラムを年度ごとに作成して、着実な実践に取り組んでおります。

○信用リスク管理及び審査体制

信用リスク管理方針に則り、当組合では以下の審査体制を整えております。

貸出資産の健全性を維持し、お取引先の資金需要に対して円滑な資金需要が行えるよう、厳格な審査基準に基づく審査体制を確立するとともに、職員の審査能力向上に取り組んでおります。

具体的には、個別の融資案件について営業店にて審査した後、営業推進部門から完全に独立した審査部にて客観的な審査を行っており、適切な相互牽制が図れる審査体制を構築しております。また、事業再生及び経営支援の専任ポスト等の活用をはじめ、コンサルティング機能の発揮により、お取引先中小企業者の方々の経営改善支援活動に積極的に取り組んでおります。

審査体制については、定期的な研修、内外の各種研修制度を積極的に活用することにより、職員一人ひとりの審査能力の向上を図り、当組合全体の信用リスク管理機能におけるレベルアップに努めております。

○ALM(資産・負債の総合管理)体制

ALM委員会を定期的(月1回)及び必要に応じて随時開催し、運用・調達及管理及び収益管理並びに金融市場で生じる諸リスクを管理して資金運用の最適化を図り、健全性の維持に努めております。

具体的には、運用・調達のギャップ分析、VaR分析(※1)、デュレーション分析、BPV分析(※2)、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析等によりリスク量を把握するとともに、対応策を協議検討しております。また、有価証券の運用については、四半期ごとにリスク・リミット(取り得るリスクの上限)及びポジション枠(持ち高の上限)を定め、遵守状況を検証しております。協議検討した結果は常務会に報告する体制を整えております。

また、平成22年1月から信用リスクを数値化して計測するため、VaR分析による信用リスクの計量化にも取り組んでおります。

※1 VaR分析：一定期間の一定確率による資産の最大損失額を計測する分析手法

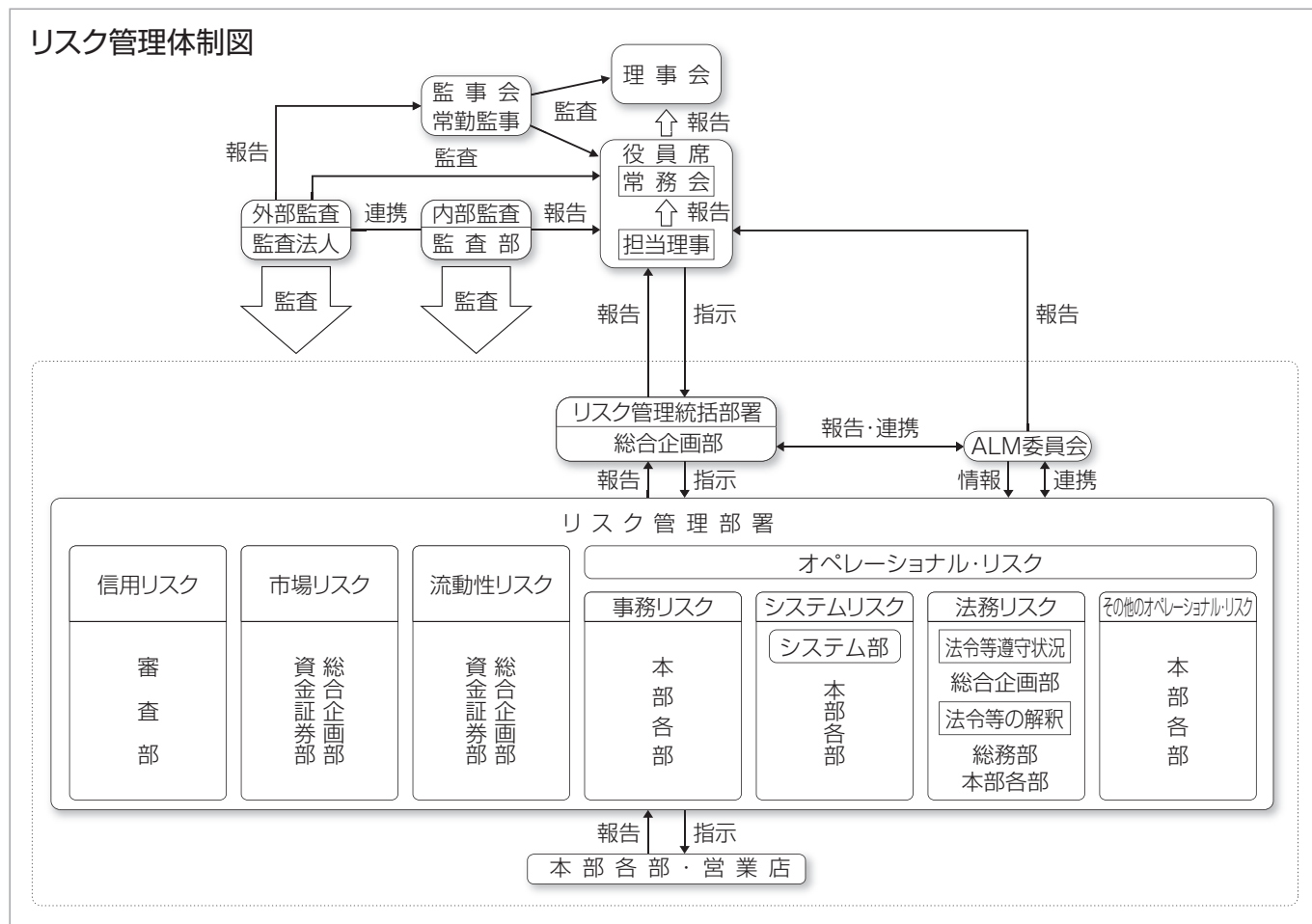
※2 BPV(ベース・ポイント・バリュー)分析：金利が1ベース(0.01%)変化した場合の資産価値の変動を計測する分析手法

○内部管理体制

当組合では、監査対象の被監査部署から完全に独立した監査部が、内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の適切性及び有効性について、年度ごとに「監査方針及び監査計画」を策定し、本部・営業店に対して年1回総合監査を実施しております。

その結果については、理事会、常務会に報告するとともに、被監査部署に改善すべき事項の提言を行っております。

リスク管理体制図



CSRの取組み(顧客保護等管理方針・利益相反管理方針)

顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客さま」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対応について

当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

4. お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

なお、お客さまからのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総務部

【受付時間】 午前9時～午後5時(当組合の休業日を除く)
TEL 026-233-5620

利益相反管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客さま」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまの利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客さまの間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び本基本方針に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客さまの間、及び当組合のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の(1)、(2)に該当するものを管理いたします。

- (1) お客さまの不利益のもとに、当組合が利益を得、又は損失を回避している状況が存在すること。
- (2) 前(1)の状況がお客さまとの間の契約上又は信義則上の地位に基づく義務に反すること。

また、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから頂いた情報に基づき、対象取引の主管部署及び営業部門から独立した利益相反管理統括部署により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客さまの不利益のもとに当組合が利益を得たり、又は損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客さまに対する利益よりも優先して他のお客さまの利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客さまから入手した情報を不当に利用して当組合又は他のお客さまの利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社等の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上について、ご不明な点がございましたら、当組合の本支店のほか、次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総合企画部

【受付時間】 午前9時～午後5時(当組合の休業日を除く)
TEL 026-233-2111

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下、「法等」という。)を遵守して以下の考え方に基づきお客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等については、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載するとともに、窓口にも備付けることにより、公表しております。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、業務内容並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

3. 個人データの第三者への提供

当組合は、次の場合を除き、あらかじめお客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客さまの個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本支店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客さまにお送りするための書面の印刷又は発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを、別に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止、その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客さまからの開示・訂正・停止のご請求

(1) 開示のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

※これらのご請求にあたっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細及び請求用紙が必要な場合は、当組合本支店窓口までお申出ください。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまからお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、当組合本支店窓口又は以下の窓口にお申出ください。

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総合企画部

【受付時間】午前9時～午後5時(当組合の休業日を除く)
TEL 026-233-2111
FAX 026-233-5611

9. 証券業務に関する認定個人情報保護団体について

当組合は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・ご相談をお受けしております。

(苦情・相談窓口)
日本証券業協会 個人情報相談室

【受付時間】午前9時～午後5時(平日)
TEL 03-3667-8427

CSRの取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況)

中小企業(小規模事業者を含む。以下同じ)の経営支援に関する取組み方針

長野県信用組合は、地域金融機関としての健全かつ適切な運営に配慮しつつ、積極的な金融仲介機能を発揮し、地域経済の活性化に貢献いたします。

1. 取引先企業等の事業内容や成長可能性などを適切に評価(事業性評価)し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援する取組みを推進します。
2. 取引先企業とコミュニケーションの密度を高め、事業性評価に基づく経営課題を把握したうえで、各企業のライフステージに応じた適切なソリューションの提案に取り組みます。
3. 経営改善計画の策定支援による取引先企業の経営改善に取り組みます。
4. 外部専門家・機関等との連携を図った、企業の経営改善・再生に取り組みます。また、各種経営改善支援ツールの充実(外部専門家・機関等との業務提携等)を図ります。
5. 取引先企業の経営改善、事業再生や育成・成長へつなげるための金融仲介機能の発揮に努めます。
6. 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた経営者保証に依らない融資の取組みや、担保保証に必要以上に依存しない融資の推進により、取引先企業との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

外部専門家・機関等との連携態勢の整備については、事業承継に関して取引先企業等が抱える課題の解決策として、平成26年2月長野県事業引継ぎ支援センターと連携しましたが、当該センター事業の一環として平成26年12月に立ち上がった「長野県後継者バンク」についても連携機関となっています。また、事業承継の手法として需要が高まっているM&Aについて専門機関である株式会社ストライクと平成26年5月にM&A仲介業務に関する協定を締結し、上記センター及びバンクと併せ事業承継支援に関する体制を整備しました。さらに、事業承継に関しては既に提携しているTKC関東信越会長野支部の会員税理士等との連携や、中小企業基盤整備機構の事業承継担当との連携も加えその支援体制を充実させています。

当組合では、「コンサルティング機能発揮」のために従来から外部専門家・機関等との連携の充実を進めておりますが、平成26年6月「長野県よろず支援拠点」の開設と同時に取引先企業等の支援ツールとして連携を行いました。また、関東経済産業局の専門家派遣事業である「中小企業・小規模事業者 ワンストップ総合支援事業」、国土交通省の「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」の他、長野県中小企業再生支援協議会との連携、取引先企業(事業)に対するビジネスマッチングを推進するため、株式会社東京商工リサーチと「ジョイントネットワークの利用」に関する業務提携(平成24年4月)など、様々なケースに対して適切な対応や、より高度な支援ができるよう各種ツールを更に整備しています。今後も、それぞれの外部専門家・機関等と連携して、実効性の高い経営支援に取り組んでまいります。

なお、「経営革新等支援機関の認定」については、中小企業経営力強化支援法に基づき平成24年11月第1号で認定を受けています。

中小企業の経営支援・地域の活性化に関する取組み状況

平成26年度は、長野県中小企業再生支援協議会と連携のうえ、11先について経営改善計画の策定支援及び金融支援に係る合意形成を完了させました。また、13先に対して、関東経済産業局「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により専門家を派遣し経営支援に取り組みました。また、平成26年度に開設された長野県よろず支援拠点については、取引先11先に対してコーディネーターを派遣し一定の評価を得ました。さらに「一般社団法人小規模企業経営革新支援協会」(ASEF)と連携し、1先に対して事業・財務の査定や経営改善計画の策定支援に取り組み金融支援について合意形成を完了させました。

なお、国土交通省のアドバイザー事業を活用のうえ、モデル性の高い案件としてチームアドバイザー先に選定され、専門家チームによる支援を受けて新たなビジネスモデルの構築を図ることについて、その経費が国より支援される「ステップアップ支援」に当組合の支援先2先が選定されました。また、中小企業経営力強化支援法の経営革新等支援機関の認定に基づき、平成26年度においては26先に対して「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」(405事業)を利用した経営改善計画の策定支援に取り組み、取引先企業の費用的な負担を軽減して実効性が高い経営改善計画の策定を支援しました。

平成26年度においては、最近特に中小企業等の課題としてあげられている事業承継問題について、支援のファーストステップとして県下9ヵ所において事業承継セミナーを開催しました。提携しているTKC関東信越会長野支部の会員であり、事業承継に関しては多くの実績とノウハウを有する公認会計士を講師として開催、全9回のセミナーで約250名の中小企業等の経営者の受講があり、事業承継問題への関心の高さが窺われました。なお、事業承継の支援につきましては、その需要や支援方を把握するために、平成27年5月に取引先約1,000先へのアンケート調査(注)を実施しました。今後も事業承継の支援については、継続的に取り組む予定です。

(注) アンケート結果については、当組合のホームページに掲載しております。

具体的な取組み状況の一例

項目	中小企業の経営支援
タイトル	国土交通省「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」の活用による経営支援
動機(経緯)	当組合は国土交通省の「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」について、平成26年度においても覚書を締結し、建設関連企業へ専門家の派遣を行う支援に取り組みました。平成26年度上期における「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業ステップアップ支援」として当組合の支援先2社が選定を受け、更にきめ細かい高度な支援を受けることが出来ました。 平成26年度上期の「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業ステップアップ支援」は全国で19事業者だけが選定された事業です。

(前ページより続く)

取組み内容	<p>上記取引先2社ともに、国土交通省「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」を活用して、専門家による経営相談から取り組みました。</p> <p>平成25年度においては、2社ともに新たなビジネスモデルの構築を進めることを前提に、重点支援（チームアドバイス支援）先として審査会に推薦され、その内容について一定の評価を受け、チームアドバイス支援先に選定され、専門家によるチーム支援が行われましたが、平成26年度上期において、さらに「ステップアップ支援」先として選定されました。</p> <p>ステップアップ支援は、相談支援を実施した企業等から案件を公募し、当該企業がこれまで培ってきたノウハウを活かしつつ地域の課題解決に資する事業で、モデル性の高い案件を選定し、当該事業に要する経費の一部を国（国土交通省）において補助するものです。当組合の支援先が全国19社中の2社として選定され、具体的に新規事業化するための費用負担がなされ、当該企業は新たなビジネスモデルの構築に着手することができました。</p>
成果(効果)	<p>【相手方にとっての成果】</p> <p>今後の事業展開を模索していたところ、専門家による適切かつ高度な支援・指導に加えて、具体的に新たなビジネスモデルの構築とその事業へ着手することができました。加えて、そのための費用は（一財）建設業振興基金より補助がなされ、それほど費用負担をかけずに構築した新たなビジネスモデルへのスタートが切れました。</p> <p>【当組合にとっての成果】</p> <p>専門家と連携した支援取組みにより、当該企業の強みや独自性を活かしたビジネスモデルを構築し、経営改善に寄与することができたものと認識しています。</p>
平成27年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	<p>【評価】</p> <p>当該企業の費用負担を軽減したうえで、実効性の高い経営支援が行えたものと認識しています。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>当該企業の取組みについて、引き続きフォローアップしていくことが必要であると考えています。また、当該企業の取組みを広く情報発信するなど、新ビジネスについて、ビジネスマッチング支援等にも継続的に取り組んでいくことが重要であると認識しています。</p>

項目	中小企業の経営支援
タイトル	<p>中小企業庁「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」及び「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の活用による経営改善計画の策定支援</p>
動機(経緯)	<p>当該企業は出版・印刷業を営んでいますが、年々受注が減少する中、売上の増加及び収益体質の強化が課題となっていました。そこで、標記事業を活用し、外部専門家と連携して経営改善支援を図りました。</p>
取組み内容	<p>中小企業庁「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」（ミラサポ専門家派遣）を活用し、経営改善支援の取組みとして、専門家を複数回派遣しました。その結果、原価管理をはじめとした計数管理の杜撰さを原因とする低い収益性や、営業活動における戦略の不足といった課題が浮かび上がりました。</p> <p>この課題解決のため、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（405事業）の利用を決め、専門家による事業デューデリジェンスを実施、数値計画の設定等経営改善計画が策定されました。</p> <p>完成した経営改善計画に基づき、メインバンクである当組合主導の下、金融支援として返済条件の変更と本計画への合意形成を全金融機関から得ることができました。</p>
成果(効果)	<p>【相手方にとっての成果】</p> <p>専門家による適切な指導を受けることで、事業面での課題を整理・発見することができました。経営改善計画に基づいて事業面での課題の解決策を示すこと、また、返済条件の変更により資金繰りの安定を図ることができました。ミラサポ専門家派遣は無料、405事業による計画策定は長野県信用保証協会の補助も合わせると実質的な本人負担額は総費用の6分の1となり、極めて小額の費用負担により専門性の高い支援を受けることができました。</p> <p>【当組合にとっての成果】</p> <p>専門家と連携した支援の取組みにより、当該企業の強みを活かしたビジネスモデルが構築され、精度の高い経営改善計画を策定することにより、当該企業の経営改善に寄与することができたものと認識しています。</p>
平成27年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	<p>【評価】</p> <p>専門家との連携により、当該企業の強みを活かしたビジネスモデルの構築に寄与し、経営改善計画の策定により資金繰りの安定を図ることができました。実効性の高い経営支援の取組みが行えたものと認識しています。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>当該企業の取組みについてはコンサルタントが継続的にモニタリングを行っていますが、引き続きフォローアップしていくことが必要であると考えています。</p>

CSRの取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況)

項目	中小企業の経営支援
タイトル	中小企業再生支援協議会との連携による経営改善計画の策定支援
動機(経緯)	当該企業は清掃事業を柱として複数の事業を展開するサービス業を経営していますが、主要取引先からの受注減少や一部事業における赤字受注、過大な不動産投資の失敗により、資金繰りに窮するなど経営状態が悪化していました。そこで、中小企業再生支援協議会と連携のうえ、経営改善計画の策定支援に取り組むこととしました。
取組み内容	<p>主要事業である清掃事業の立直しや、不採算部門からの撤退といった課題に、中小企業再生支援協議会の介入にて取り組むこととしました。当該企業の顧問税理士は税務申告以外に関与が無く、経営陣としても不満があったことから、当組合にてTKC会員である税理士を当該企業に紹介し、当該税理士が柱となって経営改善計画の策定を行うこととしました。事業面に関しては、中小企業再生支援協議会が選定したコンサルタントを利用、上記税理士とでそれぞれ事業・財務のデューデリジェンスを実施し、当該企業の置かれている外部環境や保有している経営資源などの内部環境について、様々な分析を行いました。</p> <p>上記の分析をベースに、課題解決へ向けたアクションプランの立案、数値目標の設定を行い、経営改善計画を策定しました。</p> <p>経営改善計画に基づき、特に赤字の主因であった所有不動産を売却して債務を圧縮した上で、金融支援として返済条件の変更に取り組んでいくことについて各金融機関の合意形成を得ることができました。</p>
成果(効果)	<p>【相手方にとっての成果】</p> <p>専門家の支援・指導を受けることで、自社の窮境原因を客観的に把握し、経営改善に向けての具体的な施策を設定することができました。スピード感をもって、赤字の主因である不動産売却を行うことができ、売却代金で資金繰りを安定させ、その間に改善計画策定へと進めることができました。</p> <p>中小企業再生支援協議会の介入により、経営改善計画(返済条件の変更)について各金融機関からスムーズに同意を得ることができ、資金繰りの安定を図ることができました。</p> <p>【当組合にとっての成果】</p> <p>外部専門家・機関等との連携により精度の高い経営改善計画を策定することができました。</p>
平成27年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	<p>【評価】</p> <p>当該企業の資金繰り安定に寄与できたほか、中小企業再生支援協議会との連携により、専門家等の第三者の知見を活用して、実効性の高い経営支援に取り組むことができたと考えています。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>依然として、複数の事業を展開する中、赤字事業を抱えての経営改善計画スタートであり、今後計画の進捗状況(各具体策の実施状況、数値計画の達成状況等)について、厳格にモニタリングを実施していくことが重要であると考えています。</p>

項目	中小企業の経営支援
タイトル	経営者保証に依存しない融資の取組み
動機(経緯)	当該企業は小売業を経営しています。当組合とは預金、融資ともに取引がありませんでしたが、「経営者保証に関するガイドライン」を説明したところ、商品仕入資金の借入申込みの際に可能であれば経営者保証なしで借入したいとの申し出がありました。
取組み内容	<p>当組合では「経営者保証等の必要性に関する確認シート」を活用して経営者保証の必要性を検討していますが、以下の点を勘案して経営者保証を求めないことにしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること ・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であると判断できること ・法人から必要に応じて適時適切に財務情報等が提供されており、経営の透明性が確保できていること
成果(効果)	<p>【相手方にとっての成果】</p> <p>経営者保証を提供することなしに必要な資金調達を行うことができました。</p> <p>【当組合にとっての成果】</p> <p>新規融資を経営者保証なしの融資で取り組んだことにより、当該企業とは良好な信頼関係が構築されることとなりました。</p>
平成27年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	<p>【評価】</p> <p>取引先企業との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化が図れたものと考えます。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>「経営者保証に関するガイドライン」の活用を含めて、担保・保証に必要以上に依存しない、事業性評価に基づく融資を促進していくことが重要であると認識しています。</p>

項目	中小企業の経営支援
タイトル	取引先企業に対する経営改善（再生）計画の策定と貸付債権の劣後ローン化（DDS）及び新規融資による支援
動機（経緯）	<p>当該企業は旅館業を営んでいますが、本業外の債務を多額に負担したこと、また観光需要の落ち込み等により売上が減少、さらに装置産業の宿命であるメンテナンス費用の発生などから、資金繰りが厳しく仕入れ資金について未払金も発生するなどの窮境に陥っていました。手元資金が不足しているため客室のメンテナンスも行えず、更なる売上げの減少が予想され、今後相当厳しい状況に至ることが懸念されました。</p> <p>しかしながら、当該企業は当地温泉の開業の祖で、歴史と由緒を持った当地の代表旅館でもあるため、破綻・廃業などに至ることは、地域の大きな損失になりかねないと判断し、中小企業再生支援協議会の介入へと進めました。専門家による事業デューデリジェンスを実施したところ、当該企業の事業価値は十分にあり、持続可能性が見込めることから、債務超過の解消とメンテナンス費用を含めた運転資金を確保することができれば、当該企業の再生は可能と判断し抜本的な再生支援策に着手しました。</p>
取組み内容	<p>当該企業が負担する多額の債務は、本業外の事業（既に廃業）への投資負担であり、回収の目途はつかないこと、その投資分が債務として当該企業の財務状況や資金繰りを著しく悪化させていること、また一方で当該企業の本業については外国人客の取込み等、売上増加に向け努力しており、そして一定の成果を出していることから、債務超過額に相当する事業外債務金額を資本金借入金（DDS）とし、再生支援協議会スキームに準じ15年間返済を求めない資本金とみなせるものとししました。DDSは、長野県再生支援協議会の介入のもと、当該企業顧問税理士による経営改善計画の策定を行い、またその資産評価に際しては不動産鑑定士の評価により、債務超過額を算定し、経営改善計画に沿って手続きを完了しました。</p> <p>さらに一方では、当該企業の事業の特性から債務超過額を劣後化するだけでは再生は難しく、抜本的な経営改善のためには新規の資金が必要であると判断しました。客室などのメンテナンスを行って売上げを底上げすること、食材などの未払いの仕入れ決済を行うことが必要でした。再生支援協議会の関与で介入した温泉旅館専門のコンサルタントによる評価も、当該企業の事業価値を十分認めながらも、今後の事業継続の要件として施設の改修を行う必要があるとしていたことから、経営改善計画は、設備改修費用および未払金支払資金を新規融資で対応するものとし、債務超過額についてDDSすると同時に融資実行を行いました。</p> <p>借入金を資本化するだけでなく、同時に新規融資を行うという、極めて高度な抜本的改善策を講じて、事業の継続を確保することができました</p>
成果（効果）	<p>【相手方にとっての成果】</p> <p>重荷となっていた本業外の借入れの資本化と、施設の改修費の確保、食材等の未払債務の解消により事業を継続していくことが出来ました。特に設備を改修することで、宿泊が困難であった客室が稼動したり、客室の宿泊料金の値上げが可能となるなど、売上げの底上げに繋がりました。また、今回の経営改善計画策定に関与したコンサルタントから経営課題の指摘と解決策などが示されたことから、経営改善に直結する取組みを始めることが出来ました。</p> <p>本経営改善計画については、顧問税理士による進捗状況管理（モニタリングと指導）を行うことが約束されているため、経営者の相談相手が常に存在するという支援にも繋がりました。</p> <p>【当組合にとっての成果】</p> <p>各専門家との連携体制が強化できたほか、メイン金融機関として高度な抜本的経営改善策を講ずることで、当該企業の事業継続に寄与する役割を果たすことができました。</p> <p>また、当地区における代表旅館の存続は、地域の活性化にも貢献できたものと考えています。</p>
平成27年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	<p>【評価】</p> <p>当該企業はもちろんのこと、各関係者（当該企業の取引先・債権者金融機関等）にとって最良の結果となったものと認識しています。また、商取引先の資金決済と取引の継続など、地域の活性化に対しても一定の成果が得られたものと考えています。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>当該企業の経営改善計画に対するモニタリングと、顧問税理士と連携したバックアップが課題であると思料します。経営者とのコミュニケーションを高め、逐次経営課題の把握と解決支援を行う必要があると認識しています。</p>

CSRの取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況)

項目	中小企業の経営支援・地域の活性化
タイトル	事業承継支援への取組み
動機(経緯)	<p>企業経営者にとって後継者への「事業の承継」は重要課題のひとつであり、高度成長期に創業した企業が、続々とトップ交代の時期を迎えている一方で、後継者が決まっていないとする企業は47%に達しています。また、後継者候補が決まっているとする企業でも、その約7割の企業が事業承継の準備が進んでいないとも言われています。後継者の確保は無論、その後継者への事業のバトンタッチがうまくいかなければ、どの様に業績の良い企業であってもその成長は止まり、業績の停滞を招くことは必至であります。</p> <p>現在地域金融機関に強く求められている取引先企業の経営改善支援は、地域経済の再生に欠かせない事項であり、取引先企業の健全化は金融機関の健全化にも繋がるものです。この趣旨からすると、取引先の事業承継の支援は喫緊の課題であり当組合として速やかに取組む体制を構築する必要があるものと考え、事業承継の支援に積極的に取り組むこととしました。</p>
取組み内容	<p>平成25年度においては、「長野県事業引継ぎ支援センター」と連携して事業承継支援のツールとしていますが、平成26年度においては事業承継支援のファーストステップとして県下9カ所において事業承継セミナーを開催しました。提携しているTKC関東信越会長長野支部の会員であり、事業承継に関しては多くの実績とノウハウを有する公認会計士を講師として開催、全9回のセミナーで約250名の中小企業等の経営者の受講があり、事業承継問題への関心の高さが窺われました。</p> <p>なお、事業承継の支援につきましては、その需要等を把握するために、平成27年5月に取引先約1,000先へアンケート調査を実施しました(アンケート結果については、当組合のホームページに掲載しております)。</p> <p>また、平成26年5月にM&Aの専門機関である株式会社ストライクと業務協定を締結しました。近時M&Aは後継者不在の解決策として利用が高まっており、また一方で新規事業展開などを検討している取引先への支援としてもM&Aの活用を可能とする体制を整えました。</p> <p>さらに、平成26年12月に長野県事業引継ぎ支援センター事業の一環として立ち上がった「長野県後継者バンク」についても連携機関となっています。</p>
成果(効果)	<p>【相手方にとっての成果】</p> <p>アンケートの実施により取引先の事業承継問題に関する支援の需要が多いことが分かりました。支援策として県下各地域でのセミナーは、取引先にとって事業承継問題へのきっかけになったものと認識しています。</p> <p>【当組合にとっての成果】</p> <p>事業承継支援を行うことで、地域での企業の廃業・解散の回避ができ、地域経済の活性化は無論、取引先の減少を回避する結果に繋がると考えています。</p> <p>また、事業承継支援は取引のメイン化、コミュニケーション密度を深めることができ、金利競争ではない当組合の付加価値を認めてもらえるものと認識しております。</p>
平成27年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	<p>【評価】</p> <p>事業承継セミナーの開催は、受講した先からは一定の評価が得られたものと考えております。また、この取組みを次のステップへ進めてほしいとする意見が多数寄せられました。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>事業承継セミナーをファーストステップとして、次の支援へ進めることが課題です。セカンドステップとしては後継者を育成する趣旨でゼミナール(塾)を開催したいと考えています。</p>

項目	地域の活性化
タイトル	外部専門家・外部専門機関との連携ツールの整備
動機(経緯)	金融機関単独では、中小企業が抱える様々な課題を解決することは困難であるとの認識のもと、より実効性の高い経営支援への取組みを進めるため、外部専門家や外部専門機関との連携による各種支援ツールの充実を図ることとしました。
取組み内容	<p>当組合において整備してある各種ツール（業務提携・連携等）は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. TKC関東信越会長野支部 2. 国土交通省「建設業のための経営戦略アドバイザー事業」 3. 関東経済産業局「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」（専門家派遣事業） 4. 信州ビジネスサポートプラットフォーム 5. 長野県中小企業再生支援協議会 6. 一般社団法人小規模企業経営革新支援協会（ASEF） 7. 信州再生支援ネットワーク会議 8. 信州みらい応援ファンド投資事業有限責任組合 9. ALL信州観光活性化投資事業有限責任組合 10. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 11. 長野県事業引継ぎ支援センター 12. 長野県後継者バンク 13. 次世代信州農業マーケティングアカデミー及び、信州6次産業化推進協議会（長野県農政部） 14. ながの産業支援ネット 15. 民間サービサー（複数社） 16. 地域経済活性化支援機構（REVIC） 17. 昭和リース株式会社 18. 株式会社東京商工リサーチ（TSR） 19. 株式会社ストライク（M&A仲介会社） 20. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO） 21. 株式会社商工組合中央金庫 22. アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区
成果(効果)	<p>【相手方にとっての成果】</p> <p>中小企業が抱える様々な課題に対して、適切な外部専門家や外部専門機関による経営支援を受けられることが可能となりました。平成26年度については特に事業承継支援に関して外部機関等との連携を充実させました。</p> <p>【当組合にとっての成果】</p> <p>取引先企業等が抱える様々な課題や問題などケースに応じて、外部専門家や外部専門機関の指導・アドバイスをベースに適切なソリューションに取り組める態勢を整えることができました。</p>
平成27年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	<p>【評価】</p> <p>当組合では、外部専門家や外部専門機関との連携による各種ツールの充実に重点を置いて取り組んでおり、一通りの支援ツールは整備されているものと認識しています。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>今後も外部専門家や外部専門機関との連携を更に強化するとともに、整備してある各種ツールの有効活用を押し進め、より多くの中小企業に対して、外部機関等を活用した経営支援の取組みを進めていくことが重要であると考えています。</p>

CSRの取組み(地域貢献への取組み)

地域貢献に関するけんしんの経営姿勢

当組合は、地域貢献に関して経営理念に次のとおり定めております。
『金融業務の健全性・適切性を確保し、信用の維持・向上に取り組み、もって地域社会の発展に貢献する。』

地域密着型金融に関する取組み

○地域密着型金融の推進に関する基本的な方針

地域密着型金融の本質は、金融機関が長期的な取引関係により得られた情報を基に、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにあります。そのために、地域の経済・産業を支えながら、地域とともに自らも成長・発展していくという「好循環」の実現に向けた取組みを強化することが必要です。

当組合は、地域密着型金融の本質及び経営理念を踏まえ、地域経済への貢献及び健全性の確保並びに収益の向上が並行して図られるよう、地域密着型金融に関する取組みを引き続き実施します。また、地域密着型金融の恒久的な取組み方針及び地域貢献の状況並びに各種施策の進捗状況については、積極的に情報開示・公表する予定です。

○具体的な取組みの重点事項

【重点事項】

1. 取引先企業の事業内容や成長可能性などの評価(事業性評価)に基づいた融資や、ライフステージに応じた解決策の検討・提案、必要な支援の実行(中小企業に適した資金供給手法の徹底、成長可能性を重視した新規融資の取組みの促進)
2. コンサルティング機能の発揮による取引先企業の経営改善・支援の一層の強化
3. 持続可能な地域経済への貢献

(注) 地域密着型金融の取組みについては、当組合のホームページに掲載しております。

○地域密着型金融の取組み実績(主要計数等)

1. 中小企業に適した資金供給手法の徹底、成長可能性を重視した新規融資の取組みの促進

創業・新事業支援融資の実績

	件数	金額
平成26年度	45件	446百万円

イノベーション事業支援資金融資の実績

	件数	金額
平成26年度	18件	990百万円

けんしん中小企業会計活用ローンの実績

	件数	金額
平成26年度	49件	497百万円

けんしん中小企業事業活性化ローンの実績

	件数	金額
平成26年度	21件	136百万円

債権譲渡担保融資の実績

	件数	金額
平成26年度	4件	33百万円
うち流動資産担保融資の実績	4件	33百万円

(注) 1. 「債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。

2. 残高は、当組合とお客さまとの間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含んでおりません。

国際支援融資(海外展開に関する融資)の実績

	件数	金額
平成26年度	114件	2,614百万円

2. コンサルティング機能の発揮による取引先企業の経営改善・支援の一層の強化

経営改善支援等の取組み実績

(平成27年3月31日現在)

期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	α のうち期末に 債務者区分がラ ンクアップした 先数 β	α のうち期末に債 務者区分が変化 しなかった先数 γ	α のうち再生計 画を策定した先 数 δ	経営改善支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
3,406先	285先	7先	262先	195先	8.37%	2.46%	68.48%

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2. 期初債務者数は平成26年度開始時の債務者数です。
 3. 経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「 α （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。
 5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、当組合独自の再生計画策定先、外部専門家・機関等による再生計画策定先の合計先数です。
 なお、 δ のうち当期中に再生計画を策定した先数は36先となっています。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含んでおりません。

3. 持続可能な地域経済への貢献

企業の海外展開に係る支援

さらなるグローバル化の時代を迎え、企業の海外進出に関する動向等を新たな業務に活かしていく必要が生じ、平成25年7月1日に専門部署として国際業務支援室を新設いたしました。

国際業務支援室では、顧客企業の海外進出・展開に係る支援、情報収集・提供及び資金面でのニーズ等をサポートし、地域経済の活性化に貢献しております。

医療関連事業分野の融資推進

医療関連事業分野（医療、介護、及びそれらに関連する事業）の専門部署である医療経営部では、地域に密着した事業展開においてこの分野に寄せられる社会的な期待の高まりの重要性に鑑み、地域ごとに担当者を配置し、営業店と一体となった融資推進活動を展開するとともに、コンサルティング機能の充実に向けた活動に取り組んでいます。

顧客満足度アンケートの実施

地域活性化につながる多様なサービスの提供を行うため、顧客満足度アンケートを毎年、定期的に実施しております。アンケートの結果については、常務会で協議のうえ、経営方針・施策等に反映しております。

なお、アンケートの結果及び経営・施策等に反映した事項については、取りまとめのうえ書面及び当組合ホームページで公表しております。

融資を通じた地域貢献

貸出先数・金額

(平成27年3月31日現在)

	貸出先数	金額
法人	3,520先	130,936百万円
個人事業主	10,785先	27,861百万円
(事業先合計)	14,305先	158,797百万円
個人	129,995先	72,722百万円
地方公共団体	58先	38,817百万円
合計	144,358先	270,336百万円

(平成27年3月31日現在)

	件数	金額
消費者ローン	31,060件	18,561百万円
住宅ローン	4,091件	43,933百万円
合計	35,151件	62,495百万円

地方自治体の中小企業向け制度資金の取扱状況

(平成27年3月31日現在)

	件数	金額
県制度資金	1,675件	7,597百万円
市町村制度資金	2,531件	8,442百万円
合計	4,206件	16,039百万円

CSRの取組み(地域貢献への取組み)

地域へのサービス

顧客の組織化とその活動状況

●サークル会

支店ごとに講演会・経営研究会・年金友の会等の開催を通じて、地域内顧客間の交流を深めております。

情報提供活動

●インターネットによる情報提供

当組合のホームページに各種預金・融資の商品概要、及び四半期の経営状況などを掲載しております。

●各種パンフレットの配布

けんしんの主なサービスをわかりやすくご紹介した「けんしんサービスカタログ」、相続税に関する基礎知識をまとめた「相続税の基礎知識」のほか、取扱商品・サービス等のパンフレットをお客さまに配布し、情報提供に努めております。

各種相談会の開催

●年金相談会

各支店の窓口等において、お客さまから年金相談をお受けするほか、更に専門的な年金相談の希望がある場合は、本部の社会保険労務士がご相談をお受けしております。

●いろいろ相談会

平成21年3月から、平日に窓口へのご来店ができないお客さまのため、住宅ローンのほか、各種個人ローンを対象とした「土曜ローン相談会」を開催しました。平成27年4月からは、各種個人ローンのほか、年金、資産運用、相続等業務全般のご相談をお受けする「いろいろ相談会」に改称し、毎月16日(休日の場合は翌営業日)に全店一斉にて開催しております。

●相続・贈与に関する相談会《ゆずり葉相談会》

平成22年11月から、相続に対する関心を強くお持ちのお客さまを対象に、司法書士による「相続に関する相談会《ゆずり葉相談会》」を開催しております。また、お客さまのニーズにお応えするため平成25年4月より、相談内容を「贈与」にまで広げました。(開催日、開催場所はその都度お知らせしております。)

顧客利便性の提供

●キャッシュカードによるお引出し手数料完全無料化

けんしんのキャッシュカードでけんしんのATMをご利用される場合、通常の間帯のほか、夜間・土・日・祝日も「ATMお引出し手数料」を無料にしております。

●ATM24時間営業

本店営業部・若里支店・須坂支店・上田支店のATMは、24時間ご利用いただけます。

●コンビニATMサービス

セブン銀行ATMで、けんしんのキャッシュカードが24時間ご利用いただけます。さらに、時間帯によりご入金・お引出し手数料が無料となります。

また、ローソンATMは、時間帯により長野県内でのお引出し手数料が無料となります。(八十二銀行との提携による)

●全自動貸金庫365日営業

本店営業部・東支店・古牧支店・吉田支店・飯山支店・中野支店・須坂支店・上田支店・野沢支店・安曇野支店・茅野支店の全自動貸金庫は、365日ご利用いただけます。

●ネットバンキングサービス

個人向けネットバンキングは、平成27年2月から画面デザインを刷新し、分かりやすく操作性に優れた画面にリニューアルしました。基本手数料無料のほか、振込手数料も優遇し、スマートフォン専用ネットバンキング画面の提供及び手のひら口座をネットバンキング契約口座に追加するなど、お客さまの利便性向上に努めております。

法人向けネットバンキングは、各種照会、資金移動、総合振込、給与振込、でんさいネット等が行えるサービスです。

さらに、個人向け・法人向けともに一部の取引において24時間ご利用いただけます。

スパイウェア等によるインターネットでの不正利用防止対策としては、「ソフトウェアキーボード方式」の導入のほか、平成26年10月から不正送金対策ソフト「PhishWallプレミアム」の無償提供を行っております。さらに個人向けネットバンキングには「1Bロック」「ワンタイムパスワード」「リスクベース認証(合言葉による本人確認)」を、法人向けには「クライアント証明書方式」を採用しております。

●ATM通帳繰越サービス

ATMで通帳繰越ができるサービスを全店の店舗内ATMでご利用いただけます。

●キャッシュカードの被害防止対策

キャッシュカードの偽造・盗難による被害防止対策として、手のひらの静脈でご本人さまの確認を行う、生体認証型ATMを導入しております。また、ATM画面の覗き見防止フィルムの設置や一日のお引出し限度額を200万円(手のひら静脈認証口座は300万円)から0円の間でご利用者の希望金額に応じて自由に設定することができます。このほか、異常取引のシステムチェック等により、利用者の安全を第一にセキュリティ強化に努めております。

●障がいをお持ちのお客さまに配慮した取組み

障がいをお持ちのお客さまの金融取引の利便性向上を図るため、職員等が代筆により預金及び融資等のお取引を支援できるよう規程の整備を図るとともに、代読の申出に対しても内容のご理解を確認しながらの説明や、コミュニケーションボード(文字盤)を活用した説明を行う等の支援態勢を整備しております。また、お取引に当たってのお客さまの個人情報についても適切に取扱う態勢を整備しております。

加えて、店舗設備等においては、車椅子対応の店舗及び貸金庫並びに視覚障がい者対応ATMの設置について順次対応を図るなど、障がいをお持ちのお客さまが利用しやすい仕様に努めております。

●でんさいネットサービス

平成25年2月から、(株)全銀電子債権ネットワーク(通称:でんさいネット)から委託を受けて「でんさいネットサービス」の提供を行っております。

文化的・社会的貢献活動

ボランティア活動

地域密着及び地域貢献等により、ボランティア活動を実施しております。取組内容は、地域の道路・河川・商店街・公園等の清掃、店周道路にフラワーポットなどを置く美化活動、献血などです。

営業店ギャラリーの開放

9支店にギャラリーを併設し、地元の皆さまを中心とする各種展覧会など文化活動の発表の場を提供しております。

地域行事への積極的参加

県内各地で地域活性化をめざして行われる祭りや伝統行事に、積極的に参加しております。

役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（平成27年6月19日現在）

理 事

理 事 長（代表理事）	くろ いわ きよし 黒 岩 清
専務理事（代表理事） （資金証券部長委嘱）	おお つか ひろし 大 塚 寛
常務理事（代表理事） （審査部長委嘱）	つち や こうじ 土 屋 孝 二
常務理事（総合企画部長委嘱）	やま ぎき しげき 山 崎 茂 樹
常勤理事（医療経営部長委嘱）	こし かわ つよし 越 川 豪
常勤理事（人事部長委嘱）	みず の ひろし 水 野 洋
常勤理事（総務部長委嘱）	はやし とも なり 林 智 成

常勤理事（営業統括部長委嘱）

常勤理事（営業統括部長委嘱）	なか ざわ もと なが 中 澤 資 長
理 事	とろき かず た 轟 一 太
理 事	や ぎ けん いち 矢 木 健 一
監 事	
常勤監事	みや ざか たつ や 宮 坂 龍 也
監 事	きた がわ てつ お 北 川 哲 男
監 事（員外）	なか の たか お 中 野 隆 夫

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

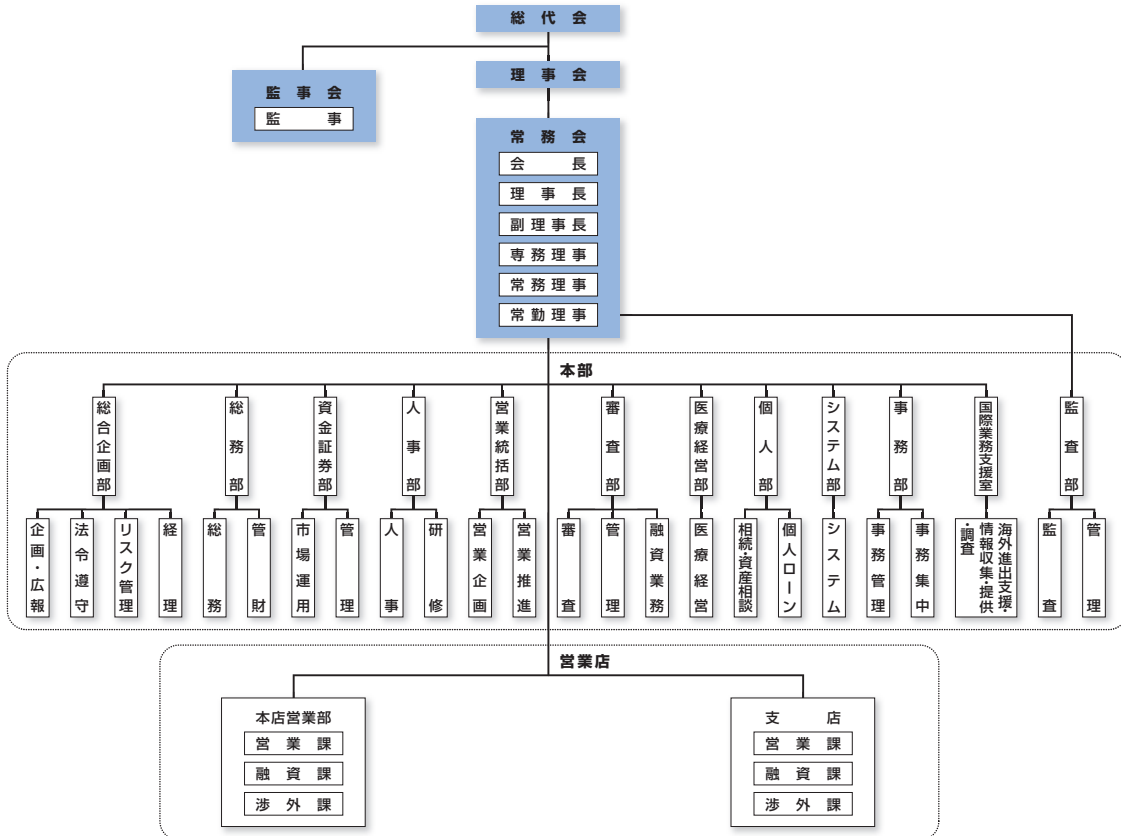
会計監査人の氏名又は名称

（平成27年6月19日現在）

有限責任監査法人トーマツ

事業の組織

（平成27年6月19日現在）



総代会

総代会の仕組みと機能

信用組合は、中小規模事業者及び勤労者等によって組織される協同組織による金融機関です。当組合は、組合員数が大変多いため、組合員の総意を適正に反映するため、総会に代えて総代会を設けています。

この総代会は、決算、定款等規約の変更及び役員を選任等重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されます。

また、当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営努力に取り組んでおります。

総代の選考方法

● **総代の任期・定数**

総代の任期は2年です。

総代の定数は、100人以上110人以内で、組合員数に応じて各選挙区ごとに定められております。平成27年3月31日現在総代数は104人で、組合員数は132,617人です。

● **総代の選考手続き**

総代の選考手続きは、選挙区ごとに無記名・自署・1人1票（連記式）による組合員の選挙に基づき、選出されます。

店舗一覧表(事務所の名称及び所在地)(自動機器設置状況)

(平成27年7月1日現在)

地区	店名	所在地	電話		ATM数
長野市	本部	〒380-8668 長野市新田町1103番地1	(026)233-2111		—
	本店営業部	〒380-8668 長野市新田町1103番地1	(026)233-2112	📞 夜間 仲介 投	4 24H
	東支店	〒380-0811 長野市東鶴賀90番地	(026)234-2327	📞 投	2
	古牧支店	〒381-0034 長野市高田436番地1	(026)244-2233	📞 投	2
	吉田支店	〒381-0043 長野市吉田二丁目11番10号	(026)244-5922	📞 投	2
	中越支店	〒381-0044 長野市中越一丁目7番11号	(026)241-3737	📞 投	2
	高田支店	〒381-0033 長野市南高田一丁目16番地9	(026)259-3861	📞 夜間 G 投	2
	若里支店	〒380-0928 長野市若里一丁目20番17号	(026)224-1234	📞 G 投	2 24H
	更北支店	〒381-2211 長野市稲里町下水鮑1248番地4	(026)284-1020	📞 夜間 G 投	2
	篠ノ井支店	〒388-8004 長野市篠ノ井会213番地2	(026)293-1560	投	2
	松代支店	〒381-1231 長野市松代町松代547番地1	(026)278-2127	📞 投	2
飯山市	飯山支店	〒389-2253 飯山市大字飯山221番地3	(0269)62-3171	📞 投	2
下高井郡	山ノ内支店	〒381-0401 下高井郡山ノ内町大字平穂字町南2985番1	(0269)33-3505	投	2
中野市	中野支店	〒383-0021 中野市西一丁目3番33号	(0269)22-2135	📞 投	2
	中野西支店	〒383-0045 中野市大字江部1206番地	(0269)26-2511	📞 投	2
須坂市	須坂支店	〒382-0076 須坂市大字須坂1234番地1	(026)245-0620	📞 仲介 投	3 24H
	須坂南支店	〒382-0098 須坂市墨坂南二丁目5番7号	(026)248-3911	夜間 投	2
千曲市	更埴支店	〒387-0012 千曲市大字桜堂360番地1	(026)272-6611	📞 夜間 G 投	2
	戸倉支店	〒389-0804 千曲市大字戸倉字上中町1793番地2	(026)276-3366	📞 夜間 投	2
埴科郡	坂城支店	〒389-0601 埴科郡坂城町大字坂城6410番地の1	(0268)82-2063	投	2
上田市	上田支店	〒386-0018 上田市常田二丁目36番1号	(0268)22-7255	📞 夜間 仲介 投	2 24H
	神科支店	〒386-0002 上田市住吉53番8	(0268)25-1411	📞 投	2
	上田原支店	〒386-1102 上田市上田原506番地27	(0268)23-7755	📞 夜間 G 投	2
小諸市	丸子支店	〒386-0404 上田市上丸子961番地1	(0268)42-3141	📞 投	2
	小諸支店	〒384-0014 小諸市荒町一丁目4番7号	(0267)22-1720	📞 夜間 投	2
佐久市	岩村田支店	〒385-0021 佐久市長土呂255番地1	(0267)68-7811	📞 夜間 G 投	2
	野沢支店	〒385-0053 佐久市野沢91番地の7	(0267)62-0501	📞 仲介 投	2
	望月支店	〒384-2202 佐久市望月字金井原131番地の1	(0267)53-3050	投	1
北佐久郡	立科支店	〒384-2305 北佐久郡立科町大字芦田1166番地2	(0267)56-0171	📞 投	1
	軽井沢支店	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉2419番地10	(0267)46-1200	投	2
大田市	大町支店	〒398-0002 大田市大町2513番地	(0261)22-0965	投	2
安曇野市	穂高支店	〒399-8303 安曇野市穂高2557番地1	(0263)82-8611	📞 夜間 G 投	2
	安曇野支店	〒399-8205 安曇野市豊科4502番地3	(0263)72-2870	📞 投	2
松本市	松本支店	〒390-0815 松本市深志二丁目5番2号	(0263)33-0255	📞 夜間 仲介 投	3
	城東支店	〒390-0807 松本市城東一丁目5番14号	(0263)32-9519	📞 夜間 投	2
	庄内支店	〒390-0821 松本市筑摩一丁目14番17号	(0263)28-1211	📞 夜間 G 投	2
	松本南支店	〒390-0847 松本市笹部二丁目1番57号	(0263)27-0200	📞 夜間 投	2
	松本西支店	〒390-0852 松本市大字島立788番12	(0263)47-7170	📞 投	2
	村井支店	〒399-0036 松本市村井町南三丁目1番1号	(0263)86-5070	📞 夜間 投	2
塩尻市	塩尻支店	〒399-0703 塩尻市大字広丘高出1551番地7	(0263)52-6550	投	2
木曽郡	木曽支店	〒397-0001 木曽郡木曽町福島5307番地4	(0264)22-3631	G 投	1
岡谷市	岡谷支店	〒394-0028 岡谷市本町四丁目2番4号	(0266)22-4855	仲介 投	2
諏訪郡	下諏訪支店	〒393-0076 諏訪郡下諏訪町矢木西135番4	(0266)28-7611	📞 投	2
諏訪市	諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手二丁目4番3号	(0266)52-5588	夜間 投	2
	諏訪南支店	〒392-0012 諏訪市大字四賀2198番地6	(0266)52-8581	📞 夜間 投	2
茅野市	茅野支店	〒391-0002 茅野市塚原二丁目8番21号	(0266)72-4128	📞 投	2
	宮川支店	〒391-0013 茅野市宮川茅野4299番5	(0266)73-7391	📞 夜間 投	2
伊那市	伊那支店	〒396-0023 伊那市山寺250番地3	(0265)78-6611	投	2
駒ヶ根市	駒ヶ根支店	〒399-4114 駒ヶ根市上穂南1番5号	(0265)82-3137	投	2

(前ページより続く)

地区	店名	所在地	電話		ATM数
飯田市	飯田支店	〒395-0043 飯田市通り町四丁目1273番地1	(0265)22-3925		2
	鼎支店	〒395-0801 飯田市鼎中平2283番地1	(0265)24-8811		1
	八幡支店	〒395-0812 飯田市松尾代田1706番地1	(0265)22-8511		1

- (注) 1. 印は貸金庫を設置している店舗です。
 なお、 印の店舗は、手のひら静脈認証全自動貸金庫を設置しております。
 2. 印は夜間金庫を設置している店舗です。
 3. 印はギャラリーを併設している店舗です。
 4. 印は金融商品仲介業務取扱店です。
 5. 印は投資信託の窓口販売取扱店です。
 6. 印はATM24時間営業の店舗です。

○貸金庫の営業時間

	営業時間	
	平日	土・日・祝日
一般の貸金庫設置店	9:00~15:00	
全自動貸金庫設置店 365日営業	本店営業部・東・古牧・吉田・飯山・中野・須坂・上田・野沢・安曇野・茅野支店	8:00~21:00 9:00~19:00

○ATMの営業のご案内

○けんしんのカード

「ATMお引出し手数料」は、夜間・土・日・祝日「いつでも無料」です。

全店のATMで「手のひら口座」がご利用いただけます。

○ATMの営業時間・ご利用内容

	営業時間		ご利用内容	
	平日	土・日・祝日	日中 【平日】8:00~21:00 【土・日・祝日】9:00~19:00	夜間・早朝 【平日】8:00以前・21:00以降 【土・日・祝日】9:00以前・19:00以降
一般の店舗	8:00~21:00	9:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"> ●ご入金 ●残高照会 ●お振込 ●暗証番号の変更 ●ご利用限度額の引き下げ ●キャッシング(お借入・ご返済・残高照会) 	<ul style="list-style-type: none"> ●お引出し ●通帳記入/繰越 ●お振替
本店営業部 若里支店 須坂支店 上田支店	24時間営業 ただし、毎週日曜日22:00から翌月曜日8:00、月曜日が休日の場合は9:00まで休業させていただきます。		<ul style="list-style-type: none"> ●お引出し ●残高照会 ●通帳記入/繰越 ●お振替 ●暗証番号の変更 ●ご利用限度額の引き下げ 	

※平日午後3時以降及び土・日・祝日のお振込は翌営業日のお取扱いになります。(所定の手数料がかかります)

※土・日・祝日のお振込及びキャッシングのご利用時間は9:00~17:00となります。

※他金融機関カード・クレジットカードがご利用いただけます。(所定の手数料がかかります)

自動機器設置台数

(平成27年7月1日現在)

	店舗内	店舗外	合計
ATM(現金自動預払機)	101	29	130
C D(現金自動支払機)	—	22	22

コンビニATM

(平成27年7月1日現在)

○セブン銀行ATM

地区	お取引	お取扱時間			ご入金・お引出し手数料無料時間	
		平日	土曜日	日曜日・祝日	平日	土曜日
県内 県外	ご入金・お引出し・残高照会	0:00~24:00			8:45~18:00	9:00~14:00

(注) 1. 早朝・夜間、土曜日午後、日曜日、12月31日など、ご入金・お引出し手数料が有料の時間は108円がかかります。

2. 日曜日22:00~月曜日8:00はご利用いただけません。

また、第1・3金曜日から土曜日(金曜日が祝日の場合は木曜日から金曜日)の23:50~0:10、及び第1・3金曜日に続く月曜日が休日の場合は月曜日から火曜日の23:50~0:10はご利用いただけません。

3. ATMが設置されていない地域・店舗もあります。

○ローソンATM

地区	お取引	お取扱時間			お引出し手数料無料時間	
		平日	土曜日	日曜日・祝日	平日	土曜日
県内 県外	お引出し・残高照会	8:00~21:00	9:00~17:00		8:45~18:00	9:00~14:00

(注) 早朝・夜間、土曜日午後、日曜日など、お引出し手数料が有料の時間は108円がかかります。

また、県外でのお引出しは時間により108円又は216円がかかります。

店舗外キャッシュコーナー

(平成27年7月1日現在)

○当組合設置

地区	設置場所	利用 認証	振込	企業	お取扱時間		
					平日	土曜日	日曜日・祝日
長野市	第2本店	☑	●		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	長野県庁	☑	●		8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	長野市役所	☑	●		9:00~17:00		
	ながの東急百貨店(注)5	☑	●		9:45~19:00	9:45~19:00	9:45~19:00
	コープながの長野稲里店	☑	●		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ウエストプラザ長野	☑	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ケーズタウン若里	☑	●		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
飯山市	飯山本町	☑	●		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン中野店	☑	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
中野市	タカギセイコー	☑	●	●	9:00~17:30	9:00~17:00	
	ベシア中野店	☑	●		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
上田市	秋和ショッピングセンター	☑	●		8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン上田ショッピングセンター	☑	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	アリオ上田店	☑	●		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
小県郡長和町	長和和紙の里	☑	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
佐久市	佐久市役所望月支所	☑	●		9:00~18:00		
北佐久郡立科町	池の平ホテル	☑	●		9:00~17:30	9:00~17:00	
	立科町役場	☑	●		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
大町市	大町昭電前	☑	●		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
安曇野市	安曇野赤十字病院	☑	●		9:00~19:00	9:00~19:00	
	ベシアあづみの堀金店	☑	●		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
松本市	松本市役所	☑	●		8:45~18:00		
	松本合同庁舎(注)5	☑	●		8:45~18:00		
	ネオパーク松本店	☑	●		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	信州大学医学部附属病院	☑	●		8:45~19:00	9:00~17:00	
東筑摩郡山形村	i CITY21	☑	●		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
塩尻市	塩尻昭電前	☑	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
茅野市	ベルビア	☑	●		9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00

- (注) 1. けんしんのカードをご利用の場合、「ATMお引出し手数料」は、夜間・土・日・祝日「いつでも無料」です。
 2. 当組合設置のATMはすべて「手のひら静脈認証対応」ATMです。
 3. 当組合設置のATMでご利用いただけるお取引は、「ご入金・お引出し・残高照会・通帳記入・お振込・お振替・暗証番号の変更・ご利用限度額の引き下げ」です。また、平日午後3時以降及び土・日・祝日のお振込は翌営業日のお取扱いになります。(所定の手数料がかかります)
 4. 他金融機関カード・クレジットカードがご利用いただけます。ただし、所定の手数料がかかります。
 5. ながの東急百貨店及び松本合同庁舎には、当組合設置のATMのほか、他金融機関との共同設置のATMがございます。

○他金融機関との共同設置(お引出し・残高照会)

地区	設置場所	お取扱時間		
		平日	土曜日	日曜日・祝日
長野市	ながの東急ライフ	9:30~19:00	9:30~17:00	9:30~17:00
	長野市民病院	9:00~18:00		
	長野駅	8:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	長野赤十字病院	8:45~18:00		
飯山市	飯山ショッピングタウン	10:00~20:00	10:00~17:00	10:00~17:00
中野市	高井富士ショッピングセンター(ユー・パレット)	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
大町市	アップルランド大町駅前店	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	イオン豊科店	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	安曇野市役所	8:00~18:00		
安曇野市	アートタウンショッピングセンター(WATAHAN)	9:30~20:00	9:30~17:00	9:30~17:00
	エルサあづみ野	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	塩尻市役所	8:45~18:00		
諏訪市	諏訪赤十字病院	8:45~18:00	9:00~17:00	
	茅野市役所	9:00~18:00		
茅野市	セブンイレブン茅野堀店	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	メリーパーク	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	パロー諏訪店	10:00~21:00	10:00~17:00	10:00~17:00
伊那市	ベルシャインニシザワ	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
駒ヶ根市	ベルシャイン駒ヶ根店	10:00~20:00	10:00~17:00	10:00~17:00
飯田市	イオン飯田店	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00

- (注) 1. けんしんのカードをご利用の場合、平日8:45~18:00はATMお引出し手数料が無料となります。ただし、平日18時以降及び土・日・祝日は108円がかかります。(アップルランド大町駅前店については土曜日9:00~14:00も無料となります)
 2. お取扱日・お取扱時間はそれぞれ異なります。また、1月1日~3日はご利用いただけません。
 3. けんしんのカードをご利用の場合は、「お引出し・残高照会」がご利用いただけます。

資料

継続企業の前提の重要な疑義

法定監査の状況

代表理事の確認

経理・経営内容 26

貸借対照表

損益計算書

剰余金処分計算書

主要な経営指標の推移

業務純益

組合員の推移

粗利益

受取利息及び支払利息の増減

総資産利益率

総資金利鞘等

預貸率及び預証率

資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高等

有価証券の時価等情報

金銭の信託

デリバティブ取引

経費の内訳

資金調達 32

預金種目別平均残高

定期預金金利区分別残高

預金者別預金残高

資金運用 32

貸出金担保の種類別残高・債務保証見返額

貸出金金利区分別残高

貸出金使途別残高

貸出金業種別残高及び構成比

貸出金種類別平均残高

消費者ローン・住宅ローン残高

有価証券の種類別平均残高

商品有価証券の種類別平均残高

有価証券の種類別・残存期間別残高

自己資本の充実の状況等

自己資本の充実の状況等 34

自己資本調達手段の概要

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

証券化エクスポージャーに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

信用リスク削減手法に関する事項

出資等エクスポージャーに関する事項

金利リスクに関する事項

継続企業の前提の重要な疑義

該当ありません。

法定監査の状況

当組合は、有限責任監査法人トーマツより平成27年5月15日付で「協同組合による金融事業に関する法律」による監査証明を受けております。

代表理事の確認

私は、当組合の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度(第61期)の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成27年6月22日

長野県信用組合

理事長

黒岩 清 

経理・経営内容

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成26年3月期 (平成26年3月31日現在)	平成27年3月期 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	10,683	10,577
預け金	28,306	29,090
有価証券	608,117	668,534
国債	372,368	366,146
地方債	5,056	4,558
社債	151,085	129,355
株式	4,559	5,638
その他の証券	75,047	162,836
貸出金	264,676	270,336
割引手形	5,256	5,292
手形貸付	24,071	24,269
証書貸付	202,855	209,241
当座貸越	32,493	31,533
その他資産	2,939	3,085
未決済為替貸	34	25
全信組連出資金	465	465
前払費用	0	0
未収収益	1,809	2,125
その他の資産	630	470
有形固定資産	16,138	15,744
建物	7,240	6,949
土地	7,392	7,463
建設仮勘定	122	135
その他の有形固定資産	1,383	1,196
無形固定資産	1,508	1,249
ソフトウェア	1,125	866
その他の無形固定資産	383	383
債務保証見返	572	564
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 3,402 (△ 2,781)	△ 3,714 (△ 3,006)
資産の部合計	929,541	995,468

(単位:百万円)

科目	平成26年3月期 (平成26年3月31日現在)	平成27年3月期 (平成27年3月31日現在)
(負債の部)		
預金積金	867,840	890,699
当座預金	9,480	10,519
普通預金	201,633	206,957
貯蓄預金	510	468
通知預金	222	402
定期預金	652,172	670,405
定期積金	2,581	796
その他の預金	1,238	1,150
その他負債	2,410	3,150
未決済為替借	73	66
未払費用	791	774
給付補填備金	2	0
未払法人税等	1,252	1,938
前受収益	154	148
払戻未済金	0	5
資産除去債務	79	80
その他の負債	55	136
賞与引当金	303	316
役員賞与引当金	36	35
退職給付引当金	1,574	1,721
役員退職慰労引当金	45	47
睡眠預金払戻損失引当金	47	48
偶発損失引当金	50	56
繰延税金負債	1,170	11,752
債務保証	572	564
負債の部合計	874,051	908,394
(純資産の部)		
出資金	1,063	1,058
普通出資金	1,063	1,058
利益剰余金	46,439	50,534
利益準備金	1,063	1,063
その他利益剰余金	45,375	49,470
特別積立金	42,301	45,361
当期末処分剰余金	3,074	4,109
組合員勘定合計	47,503	51,592
その他有価証券評価差額金	7,986	35,481
評価・換算差額等合計	7,986	35,481
純資産の部合計	55,489	87,073
負債及び純資産の部合計	929,541	995,468

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成26年3月期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成27年3月期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
経常収益	16,535	18,890
資金運用収益	12,583	14,049
貸出金利息	5,590	5,542
預け金利息	66	50
有価証券利息配当金	6,903	8,434
その他の受入利息	22	22
役員取引等収益	495	491
受入為替手数料	218	210
その他の役員収益	277	280
その他業務収益	3,025	4,127
国債等債券売却益	2,993	4,078
その他の業務収益	32	48
その他経常収益	430	221
償却債権取立益	1	2
株式等売却益	375	143
その他の経常収益	52	76
経常費用	11,885	12,205
資金調達費用	1,006	957
預金利息	1,005	957
給付補填備金繰入額	1	0
役員取引等費用	864	879
支払為替手数料	79	81
その他の役員費用	785	798
その他業務費用	358	633
国債等債券売却損	356	630
その他の業務費用	1	2
経費	9,014	8,928
人件費	4,740	4,823
物件費	3,934	3,756
税金	340	348
その他経常費用	640	806
貸倒引当金繰入額	206	629
貸出金償却	8	3
株式等売却損	242	65
株式等償却	36	—
その他の経常費用	146	107
経常利益	4,649	6,684

(右上に続く)

(単位:百万円)

科 目	平成26年3月期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成27年3月期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
特別利益	101	—
固定資産処分益	82	—
その他の特別利益	19	—
特別損失	208	110
減損損失	208	110
その他の特別損失	0	—
税引前当期純利益	4,542	6,574
法人税、住民税及び事業税	1,293	2,083
法人税等調整額	182	270
法人税等合計	1,475	2,353
当期純利益	3,066	4,220
繰越金(当期首残高)	8	4
会計方針の変更による累積的影響額	/	△115
会計方針の変更を反映した繰越金(当期首残高)	/	△110
当期末処分剰余金	3,074	4,109

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	平成26年3月期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成27年3月期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
当期末処分剰余金	3,074	4,109
利益準備金限度超過額取崩額	0	5
合計	3,075	4,114
剰余金処分額	3,070	4,110
出資に対する配当金	10	10
	(年1%の割合)	(年1%の割合)
特別積立金	3,060	4,100
繰越金(当期末残高)	4	4

経理・経営内容

貸借対照表(平成27年3月期)

注記事項

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価額は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年~50年
その他の有形固定資産	4年~8年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先償却に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てしております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると見込まれる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により按分した額を損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)	
年金資産の額	336,481百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	323,166百万円
差引額	13,315百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	3.948%
--	--------

(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高29,865百万円及び別途積立金43,180百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間18年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金81百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の負担割合とは一致いたしません。

(4) 平成27年3月31日現在の退職給付債務及びその内訳	
退職給付債務	△1,629百万円
未認識数理計算上の差異	△90百万円
未認識過去勤務債務	△2百万円
退職給付引当金	△1,721百万円

(5) 平成26年度の退職給付費用の内訳	
勤務費用	89百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異償却額	△35百万円
過去勤務債務の償却額	△3百万円
厚生年金基金掛金	292百万円

(6) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
割引率	0.5%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)
及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という)を、退職給付会計基準第35条本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当期より適用し、割引率の決定方法を、職員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間との金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越金(当期首残高)に増加しております。この結果、当期首の退職給付引当金が159百万円増加し、繰越金(当期首残高)が115百万円減少しております。また、当期の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末支給額を引当てしております。
- 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金については、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 49百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 15,039百万円
- 貸出金のうち、破綻先償却額は8百万円、延滞債権額は6,722百万円です。なお、破綻先償却額は、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないもの遅延して未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償却及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は該当ありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定返済日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先償却及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は527百万円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先償却、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先償却額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,258百万円です。なお、上記16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,292百万円です。

- 担保に提供している資産は次のとおりです。
公金取引、日本銀行歳入復代埋取引、為替決済、手形交換所保証、全国信用組合保障基金、当座借越担保、受入のために預け金16,491百万円及びその他の資産1百万円を担保提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は82,293円66銭です。
- 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金及び有価証券であります。また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、流動性リスクに晒されております。外貨債権については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスク管理要綱に従い、与信について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び総合企画部によって行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクについては、資金証券部において、信用格付業者の格付・信用情報及び時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理
当組合は、ALMによって金利及び為替リスクを含む価格の変動リスクを管理しております。リスク管理規程及び市場リスク管理要綱において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理方針に基づき、常務会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会等の監督の下、預け金有価証券等運用規程、市場運用資金計画書等に記行われております。市場運用商品の購入等を行う資金証券部では、投資限度額を遵守し、事前審査を行うほか、継続的なモニタリングを通して金利及び価格変動リスクのコントロールに努めております。日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間及び価格変動リスクを総合的に把握し、バリュエーション・アット・リスク分析等(以下「VaR分析」という)によりモニタリングを行い、ポジション枠及びリスク・リミットの遵守状況等を、ALM委員会を通じて月次ベースで常務会に報告しております。

- ③市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスク並びに価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、以下のとおり定量的な分析を行っております。

- (i) 有価証券
当組合では、「有価証券」のうち、債券、外国証券、株式の市場リスク量をVaR分析により月次で計測し、リスク量がリスク限度枠の範囲内となるように管理しております。当組合のVaR分析は、金利(債券)は分散共分散法、為替(外国証券)はモンテカルロ法、株式はTOPIXによるモンテカルロ法によりベータ値で算出しており、いずれも保有期間60営業日、信頼水準99% (信頼区間2.33σ)、観測期間250日で算出しております。平成27年3月31日(当事業年度の決算日)現在で相関を考慮した当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、18,608百万円です。

- なお、当組合では、計測した市場リスクの保有期間60日のリスク量と、実際の為替・株・金利変動を反映させた保有期間60日の期間損益を比較し、リスク計測モデルの信頼性を検証するバック・テストを実施しております。具体的には、為替・株式・債券の期間損益を合計して有価証券ポートフォリオの期間損益とし、有価証券ポートフォリオの期間損益が、検証対象月の期首末現在で算出した市場リスクのVaRに収まっているかを確認しておりますが、平成26年度に実施したバック・テストの結果、有価証券ポートフォリオの実際の損失がVaRを超えた回数は0回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- (ii) 有価証券以外の金融商品
当組合では、有価証券を除く「預け金」「貸出金」及び「預金積金」について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動額を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合、預け金は13百万円、貸出金は520百万円、預金積金は653百万円、それぞれ時価が減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ④資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して中長期的な資金管理を行うほか、短期的には資金繰り状況を把握して流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	
利益	経常収益	22,253	19,140	18,290	16,535	18,890
	経常利益	1,447	3,432	3,804	4,649	6,684
	当期純利益	932	2,149	2,636	3,066	4,220
残高	預金積金残高	795,519	831,727	846,382	867,840	890,699
	貸出金残高	260,260	257,465	254,739	264,676	270,336
	有価証券残高	519,056	561,127	596,543	608,117	668,534
	総資産額	834,861	878,153	906,501	929,541	995,468
	純資産額	34,681	41,316	53,470	55,489	87,073
単体自己資本比率	15.02%	15.78%	17.89%	18.13%	20.44%	
出資総額	1,064	1,064	1,063	1,063	1,058	
出資総口数	1,064,559口	1,064,286口	1,063,889口	1,063,247口	1,058,086口	
出資に対する配当金	10	10	10	10	10	
職員数	669人	670人	662人	652人	651人	

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 職員数には、アルバイト、パート及び被出向の職員は含んでおりません。
 3. 単体自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。
 4. 平成26年3月期及び平成27年3月期の単体自己資本比率は、パーゼルⅢ国内基準(平成18年金融庁告示第22号の一部改正)により算出しております。
 5. 平成23年3月期につきましては、遡及適用等を行った計数を表示しております。

業務純益

(単位:百万円)

	平成26年3月期	平成27年3月期
業務純益	5,038	7,180

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

	平成26年3月期	平成27年3月期
受取利息の増減	△1,305	1,466
支払利息の増減	△77	△48

組合員の推移

(単位:人)

	平成26年3月期	平成27年3月期
個人	120,667	120,469
法人	12,085	12,148
合計	132,752	132,617

総資産利益率

(単位:%)

	平成26年3月期	平成27年3月期
総資産経常利益率	0.50	0.71
総資産当期純利益率	0.33	0.45

- (注) 1.
$$\frac{\text{総資産経常(当期純)利益率}}{\text{経常(当期純)利益}} \times 100$$

$$\frac{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

粗利益

(単位:百万円)

	平成26年3月期	平成27年3月期
資金運用収益	12,583	14,049
資金調達費用	1,006	957
資金運用収支	11,576	13,091
役務取引等収益	495	491
役務取引等費用	864	879
役務取引等収支	△369	△388
その他業務収益	3,025	4,127
その他業務費用	358	633
その他業務収支	2,667	3,493
業務粗利益	13,874	16,197
業務粗利益率	1.57%	1.78%

- (注) 1. 資金調達費用のうち、金銭の信託運用見合費用は平成26年3月期及び平成27年3月期とも該当ありません。

2.
$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘等

(単位:%)

	平成26年3月期	平成27年3月期
資金運用利回 (a)	1.42	1.55
資金調達原価率 (b)	1.17	1.12
資金利鞘 (a-b)	0.25	0.43

預貸率及び預証率

(単位:%)

		平成26年3月期	平成27年3月期
預貸率	(期末)	30.49	30.35
	(期中平均)	29.60	29.80
預証率	(期末)	70.07	75.05
	(期中平均)	69.78	70.37

資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期			平成27年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	883,264	12,583	1.42	906,068	14,049	1.55
うち貸出金	253,431	5,590	2.20	260,864	5,542	2.12
うち預け金	32,073	66	0.20	28,739	50	0.17
うち有価証券	597,294	6,903	1.15	615,999	8,434	1.36
資金調達勘定	855,932	1,006	0.11	875,309	957	0.10
うち預金積金	855,932	1,006	0.11	875,309	957	0.10
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成26年3月期116百万円、平成27年3月期109百万円)を控除して表示しております。

2. 資金調達勘定のうち、金銭の信託運用見合額は、平成26年3月期及び平成27年3月期とも該当ありません。

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成26年3月期			平成27年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	102,736	112,839	10,102	102,562	114,773	12,211
	合計	102,736	112,839	10,102	102,562	114,773	12,211

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格に基づいております。

2. 時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成26年3月期			平成27年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,555	1,772	783	5,032	3,029	2,002
	債券	399,266	390,132	9,133	376,777	363,108	13,668
	国債	254,181	247,582	6,599	253,595	242,659	10,935
	地方債	4,618	4,381	236	4,358	4,155	203
	社債	140,466	138,168	2,297	118,823	116,293	2,529
	その他	64,404	62,700	1,704	162,770	129,538	33,231
	小計	466,226	454,605	11,621	544,580	495,677	48,903
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,853	2,005	△151	456	472	△16
	債券	26,508	26,698	△189	20,719	20,801	△82
	国債	15,450	15,556	△106	9,988	10,001	△12
	地方債	438	441	△2	199	200	0
	社債	10,618	10,700	△81	10,531	10,599	△68
	その他	10,593	10,917	△324	—	—	—
	小計	38,955	39,620	△665	21,175	21,273	△98
	合計	505,181	494,226	10,955	565,756	516,950	48,805

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「社債」には、政府保証債、金融債、事業債が含まれます。

3. 「その他」は、外国証券、投資信託が含まれます。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表には含めておりません。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	平成26年3月期			平成27年3月期		
	売却価額	売却益	売却損	売却価額	売却益	売却損
その他有価証券	485,318	3,366	597	359,414	4,221	694

7. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式		149		149
組合出資金		49		65

経理・経営内容

資金調達

金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

(協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引)
該当ありません。

経費の内訳

(単位:百万円)

	平成26年3月期	平成27年3月期
人件費	4,740	4,823
報酬給料手当	3,858	3,878
賞与引当金繰入額	△1	13
退職給付費用	332	351
社会保険料等	551	579
物件費	3,934	3,756
事務費	959	927
固定資産費	601	585
事業費	248	233
人事厚生費	61	73
預金保険料	575	585
その他	1,487	1,351
税金	340	348
経費合計	9,014	8,928

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	201,263	23.5	208,220	23.7
定期性預金	653,878	76.3	666,354	76.1
その他の預金	790	0.0	734	0.0
合計	855,932	100.0	875,309	100.0

(注) 「その他の預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	649,878	99.6	668,314	99.6
変動金利	2,293	0.3	2,091	0.3
合計	652,172	100.0	670,405	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
個人預金	685,518	78.9	693,573	77.8
法人預金	182,321	21.0	197,126	22.1
一般法人	123,954	14.2	138,414	15.5
金融機関	3,544	0.4	2,550	0.2
公金	54,822	6.3	56,160	6.3
合計	867,840	100.0	890,699	100.0

資金運用

貸出金担保の種類別残高・債務保証見返額

(単位:百万円、%)

	貸出金残高				債務保証見返額			
	平成26年3月期		平成27年3月期		平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	19,006	7.1	17,734	6.5	234	40.9	169	30.0
有価証券	111	0.0	82	0.0	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産	60,182	22.7	59,116	21.8	173	30.2	138	24.5
その他	5,143	1.9	5,198	1.9	—	—	—	—
小計	84,443	31.9	82,132	30.3	407	71.1	308	54.5
信用保証協会・信用保険	52,474	19.8	51,075	18.8	11	1.9	27	4.7
保証	91,505	34.5	95,596	35.3	153	26.8	229	40.6
信用	36,251	13.6	41,531	15.3	—	—	—	—
合計	264,676	100.0	270,336	100.0	572	100.0	564	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	116,996	44.2	118,653	43.8
変動金利	147,679	55.7	151,682	56.1
合計	264,676	100.0	270,336	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	170,507	64.4	173,008	63.9
設備資金	94,168	35.5	97,327	36.0
合計	264,676	100.0	270,336	100.0

資金運用

貸出金業種別残高及び構成比

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	36,075	13.6	36,238	13.4
農業、林業	1,052	0.3	1,153	0.4
漁業	14	0.0	13	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	84	0.0	65	0.0
建設業	25,388	9.5	26,071	9.6
電気・ガス・熱供給・水道業	507	0.1	489	0.1
情報通信業	1,121	0.4	1,251	0.4
運輸業、郵便業	3,752	1.4	3,787	1.4
卸売業、小売業	25,550	9.6	25,308	9.3
金融業、保険業	196	0.0	192	0.0
不動産業	16,750	6.3	16,895	6.2
物品賃貸業	279	0.1	279	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	3,739	1.4	4,206	1.5
宿泊業	2,963	1.1	2,820	1.0
飲食業	5,190	1.9	5,223	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	2,845	1.0	2,876	1.0
教育、学習支援業	571	0.2	384	0.1
医療、福祉	21,506	8.1	23,221	8.5
その他のサービス	8,415	3.1	8,350	3.0
その他の産業	194	0.0	194	0.0
小計	156,200	59.0	159,022	58.8
地方公共団体	35,542	13.4	38,817	14.3
個人(住宅・消費・納税資金等)	72,933	27.5	72,496	26.8
合計	264,676	100.0	270,336	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	4,957	1.9	5,209	1.9
手形貸付	24,076	9.5	22,775	8.7
証書貸付	195,259	77.0	204,709	78.4
当座貸越	29,138	11.4	28,170	10.7
合計	253,431	100.0	260,864	100.0

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	385,874	64.6	365,010	59.2
地方債	5,022	0.8	4,356	0.7
社債	163,166	27.3	132,429	21.4
株式	3,187	0.5	3,515	0.5
その他	40,044	6.7	110,686	17.9
合計	597,294	100.0	615,999	100.0

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。
2. 「その他」には、外国証券、投資信託、組合出資金が含まれます。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	17,528	28.5	18,561	29.7
住宅ローン	43,907	71.4	43,933	70.2
合計	61,436	100.0	62,495	100.0

商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

	平成26年3月期						平成27年3月期					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	15,003	85,293	168,466	103,605	—	372,368	56,013	49,357	159,915	100,859	—	366,146
地方債	—	1,359	3,697	—	—	5,056	—	3,656	901	—	—	4,558
社債	42,141	69,644	39,299	—	—	151,085	8,733	53,033	67,588	—	—	129,355
株式	—	—	—	—	4,559	4,559	—	—	—	—	5,638	5,638
その他	—	20,822	54,175	—	49	75,047	—	3,819	92,803	65,723	489	162,836
うち外国証券	—	20,822	54,175	—	—	74,998	—	3,819	92,803	65,723	—	162,346
合計	57,144	177,119	265,639	103,605	4,608	608,117	64,746	109,867	321,209	166,583	6,127	668,534

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、金融債、事業債が含まれます。
2. 「その他」には、外国証券、投資信託、組合出資金が含まれます。

自己資本の充実の状況等

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本の額の主な内訳は、当組合自身が積み立てている利益剰余金のほか、組合員の皆さまからの出資金、一般貸倒引当金などです。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げにより自己資本を充実させてまいりましたが、平成27年3月期は、当期純利益42億20百万円の積み上げにより自己資本は更に充実しました。この結果、自己資本比率は前期比2.31ポイント上昇の20.44%となりました。

当組合の自己資本比率は、国内基準の4%はもとより、国際基準の8%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性は十分確保できているものと認識しております。

引き続き、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる経営戦略に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益により内部留保として積み上げていくことを当組合の基本方針としてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	平成26年3月期		平成27年3月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	47,492		51,581	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,063		1,058	
うち、利益剰余金の額	46,439		50,534	
うち、外部流出予定額(△)	10		10	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	636		730	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	636		730	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	48,129		52,311	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	—	1,067	182	728
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	1,067	182	728
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—

(前ページより続く)

特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額		—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額		—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額		—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額		—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	—		182	
自己資本					
自己資本の額 ((イ)-(ロ))	(ハ)	48,129		52,129	
リスク・アセット等 (3)					
信用リスク・アセットの額の合計額		240,832		230,545	
資産(オン・バランス)項目		240,546		230,264	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入され る額の合計額		1,067		728	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サー ビシング・ライツに係るものを除く。）		1,067		728	
うち、繰延税金資産		—		—	
うち、前払年金費用		—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—		—	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
オフ・バランス取引等項目		286		281	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除し て得た額		24,623		24,405	
信用リスク・アセット調整額		—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—		—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	265,456		254,951	
自己資本比率					
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))		18.13%		20.44%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況等

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

		平成26年3月期		平成27年3月期	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
ポートフォリオごとのエクスポージャーの額	(I)ソブリン向け	—	—	—	—
	(II)金融機関向け	8,001	320	6,625	265
	(III)法人等向け	131,535	5,261	120,558	4,822
	(IV)中小企業等・個人向け	49,509	1,980	52,318	2,092
	(V)抵当権付住宅ローン	5,377	215	5,295	211
	(VI)不動産取得等事業向け	8,603	344	9,397	375
	(VII)三月以上延滞等	162	6	126	5
	(VIII)取立未済手形	6	0	5	0
	(IX)信用保証協会等による保証付	2,768	110	3,066	122
	(X)出資等	3,934	157	4,036	161
	出資等のエクスポージャー	3,934	157	4,036	161
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	(XI)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
	(XII)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	465	18	465	18
(XIII)上記以外	30,467	1,218	28,650	1,146	
小計	240,832	9,790	230,545	9,221	
証券化エクスポージャー	—	—	—	—	
ア.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	240,832	9,790	230,545	9,221	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,067	42	728	29	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	
うち、CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—	
うち、中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	
イ.オペレーショナル・リスク	24,623	984	24,405	976	
ウ.単体総所要自己資本額(ア+イ)	265,456	10,618	254,951	10,198	

- (注) 1. 当組合は、信用リスク・アセットの算出に標準的手法を採用しております。
 2. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)及びオフ・バランス取引並びに派生商品取引の与信相当額です。
 4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 5. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 6. 「上記以外」には、土地・建物、繰延税金資産、貸出金の残高が1億円を超える個人及び法人の代表者とその家族等の信用リスク・アセットを含みます。
 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

○オペレーショナル・リスクについて

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

バーゼル銀行監督委員会では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係るリスク」と定義しております。当組合では、オペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと認識しております。

リスクの計測に関しては、当面基礎的手法を採用することとします。

また、オペレーショナル・リスクに関しては、他のリスクとともに、定期的及び必要に応じて常務会及び理事会に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高														三月以上 延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引				債券				株式				その他			
	国内		国外		国内		国外		国内		国外					
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期		
製造業	95,449	78,907	36,115	36,270	56,830	40,781	-	-	2,503	1,856	-	-	-	-	0	-
農業、林業	1,129	1,230	1,054	1,156	-	-	-	-	74	74	-	-	-	-	-	-
漁業	14	13	14	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	84	65	84	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	35,479	33,348	25,555	26,238	9,921	7,108	-	-	2	2	-	-	-	-	51	52
電気・ガス・熱供給・水道業	13,506	20,232	519	501	12,872	19,665	-	-	114	64	-	-	-	-	-	-
情報通信業	9,183	7,809	1,121	1,252	7,830	6,325	-	-	231	231	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	18,613	17,257	3,764	3,821	14,848	13,436	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	40,955	38,130	25,583	25,338	15,048	12,332	-	-	324	458	-	-	-	-	102	20
金融業、保険業	54,535	47,349	196	192	24,892	16,723	-	-	598	819	-	-	28,848	29,613	-	-
不動産業	22,282	26,277	16,765	16,905	5,513	9,303	-	-	3	67	-	-	-	-	39	216
物品賃貸業	279	279	279	279	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3,816	4,282	3,742	4,208	-	-	-	-	74	73	-	-	-	-	-	8
宿泊業	2,964	2,820	2,964	2,820	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
飲食業	5,205	5,238	5,205	5,238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	9
生活関連サービス業、娯楽業	3,247	3,278	2,846	2,877	400	400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	572	385	572	385	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	21,533	23,247	21,533	23,247	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	8,555	8,470	8,553	8,468	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	34	16
国・地方公共団体等	482,273	530,288	35,568	38,840	372,494	361,321	74,210	130,126	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	73,061	72,622	73,061	72,622	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	180	263
その他	31,027	29,395	221	251	-	-	-	-	-	377	-	-	30,805	28,766	-	-
業種別合計	923,770	950,930	265,325	270,996	520,652	487,399	74,210	130,126	3,927	4,028	-	-	59,653	58,380	424	586
1年以下	105,330	114,533	48,177	49,783	57,152	64,749	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1年超3年以下	145,591	73,292	18,610	17,686	120,313	55,605	6,667	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3年超5年以下	84,411	95,056	35,535	42,828	35,020	49,491	13,856	2,736	-	-	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下	78,810	122,321	33,486	26,340	41,723	69,752	3,601	26,228	-	-	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	250,063	244,586	33,845	39,631	166,131	154,820	50,085	50,134	-	-	-	-	-	-	-	-
10年超	163,399	207,086	63,088	63,080	100,311	92,979	-	51,026	-	-	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	96,162	94,054	32,581	31,645	-	-	-	-	3,927	4,028	-	-	59,653	58,380	-	-
残存期間別合計	923,770	950,930	265,325	270,996	520,652	487,399	74,210	130,126	3,927	4,028	-	-	59,653	58,380	-	-

- (注) 1. デリバティブ取引はありません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産等です。
4. 残存期間別の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、期間の定めのないもののほか、現金、固定資産等です。
5. 信用リスクエクスポージャー期末残高の「その他」は、固定資産、預け金等の資産です。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、債券、株式以外は「地域別」の区分を省略しております。
7. CVAリスク及び中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。
8. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	620	△178	708	88
個別貸倒引当金	2,781	△259	3,006	224
合計	3,402	△437	3,714	312

- (注) 1. 一般貸倒引当金は、次のとおり計上しております。
自己査定による正常先・要注意先（除く要管理先）につきましては、過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の1年分、要管理先については過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の3年分を引当てしております。
2. 個別貸倒引当金は、次のとおり計上しております。
(1) 自己査定による破綻先及び実質破綻先につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」といいます。）を引当てしております。
(2) 自己査定による破綻懸念先につきましては、非保全額に対して過去の貸倒実績率に基づき、予想損失額の3年分を引当てしております。なお、貸倒実績率は、非保全額を上回る毀損額が発生した場合には、毀損額全額を算定の根拠としております。また、非保全額が5千万円以上となる債務者につきましては、非保全額からキャッシュ・フローによる回収見込額を控除した残額を引当てしております。
3. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金」に係る引当は行っておりません。
4. 貸倒引当金については、監査法人の監査を受けるなど、適切な計上に努めております。
5. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金又は個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は、上記残高に含めておりません。

自己資本の充実の状況等

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	平成26年3月期	平成27年3月期	当期増減	平成26年3月期	平成27年3月期
製造業	136	443	306	2	2
農業、林業	3	3	△0	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	385	360	△24	2	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	194	187	△7	—	—
卸売業、小売業	116	139	22	3	—
金融業、保険業	3	4	0	—	—
不動産業	562	586	24	—	0
物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	64	63	—	—
宿泊業	437	241	△196	—	—
飲食業	107	106	△1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	154	34	△119	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	32	29	△2	—	—
その他のサービス	34	63	28	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	600	731	131	0	0
その他	10	10	0	—	—
合計	2,781	3,006	224	8	3

- (注) 1. 「その他」は、当組合が保有するゴルフ会員権に対する個別貸倒引当金です。
 2. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成26年3月期		平成27年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	536,826	—	578,075
10%	—	37,888	—	39,929
20%	13,857	40,080	10,832	33,184
35%	—	13,622	—	13,591
50%	82,635	8,584	84,562	9,801
75%	—	59,828	—	62,822
100%	40,006	85,787	26,680	86,473
150%	—	37	—	29
250%	—	1,798	—	1,909
その他	—	2,815	—	3,040
自己資本控除	—	—	—	—
合計	136,500	787,269	122,074	828,856

- (注) 1. 格付は、適格信用格付業者が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. その他は、個別貸倒引当金・偶発損失引当金を集計しております。
 4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

○信用リスク管理の方針及び手続の概要について

8頁に掲載の「信用リスク」及び「市場リスク」を参照願います。
 当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、信用リスク管理の基本的な方針や手続等を明示した「リスク管理方針」に則った「信用リスク管理要綱」及び「市場リスク管理要綱」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促しております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者について

リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の2つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っておりません。
 ・(株)格付投資情報センター (R&I) ・(株)日本格付研究所 (JCR)

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	平成26年3月期		平成27年3月期	
		適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		21,727	22,502	20,779	22,281
(I) ソブリン向け		—	3,735	—	3,255
(II) 金融機関向け		—	—	—	—
(III) 法人等向け		3,074	—	3,244	—
(IV) 中小企業等・個人向け		16,250	12,363	15,315	13,250
(V) 抵当権付住宅ローン		203	6,089	193	5,373
(VI) 不動産取得等事業向け		872	44	802	25
(VII) 三月以上延滞等		—	19	—	58
(VIII) 信用保証協会等による保証付		538	—	381	—
(IX) 上記以外		788	249	842	317

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「上記以外」には、貸出金の残高が1億円を超える、個人及び法人の代表者とその家族等を含みます。

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について

信用リスクの削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では融資の採り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から総合的に可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資採り上げ姿勢に努めております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続については、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として国、地方公共団体、適格信用格付業者が付与している格付により判定した優良保証会社の保証が挙げられます。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。この預金相殺についても、信用リスクの削減策の一つに挙げられており、その際には当組合が定める「事務取扱規程」や各種約定等に基づき法的に有効である旨を確認のうえ、適切な取扱いに努めております。

出資等エクスポージャーに関する事項

1. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損
上場株式等	平成26年3月期	3,777	4,409	631	151
	平成27年3月期	3,879	5,912	2,032	16
非上場株式等	平成26年3月期	671	671	—	—
	平成27年3月期	687	687	—	—
合計	平成26年3月期	4,449	5,081	631	151
	平成27年3月期	4,567	6,600	2,032	16

(注) 出資等エクスポージャーに該当する売買目的及び満期保有目的の有価証券はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

3. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額	売却益	売却損	株式等償却
		出資等エクスポージャー	平成26年3月期	1,313	325
	平成27年3月期	1,237	143	65	—

○出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

出資等エクスポージャーとは、株式等エクスポージャー及び出資その他これに類するエクスポージャーのことであり、上場株式、非上場株式、出資金、組合出資金が該当します。

そのうち、上場株式にかかるリスクについては、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況について定期的にALM委員会に諮り、常務会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当組合が定める「決算経理基準」等に従い適正な処理を行っております。

自己資本の充実の状況等

金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを指します。当組合においては、定期的に金利リスクを算定し、ALM委員会と協議検討するとともに常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

現状においては、内部管理基準に基づく、金利リスクを含めた信用リスク、価格変動リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクは、そのリスク量合計が、自己資本の額から所要自己資本額（リスク・アセットの額×4%）を控除した範囲内に十分収まっていることを前提とするリスク・コントロールを行っております。また、金利リスクについては、収益確保のために一定のリスクを取りながら、これを適切にコントロールしていくべきものと認識しております。

1. アウトライヤー基準に基づく金利リスク

(1) リスク算定手法の概要

内容	定義
計測手法	現在価値分析手法 金利満期ラダーを使用し、将来発生するキャッシュフローを対象として、標準的な金利ショックを与えた場合の現在価値の変化額（経済価値の低下額）を金利リスクとして計測します。
計測対象	金利感応資産・負債 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅	99パーセンタイル値（保有期間1年、観測期間5年） 期間の区分ごとに1年前の営業日との金利変動幅を5年分集計し、昇順に並べ替えた数値の99パーセンタイル値にあたる金利変動幅を金利ショック幅としております。 期間区分：3か月から40年までの期間を40に区分
コア預金	対象：流動性預金（当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・別段預金・納税準備預金） 算定方法：①過去5年間の最低残高 ②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額 以上3つのうち最小の金額を上限とした結果、平成27年3月期は③となりました。 満期：5年以内（平均2.5年）
リスク計測の頻度	月次（前月末基準）

(2) 金利リスク（金利ショックに対する経済価値の低下額）

（単位：百万円）

	金利リスク（アウトライヤー基準）	
	平成26年3月期	平成27年3月期
金利ショックに対する経済価値の低下額 ^④	11,803	28,311

区分	運用勘定		区分	調達勘定	
	金利リスク量			金利リスク量	
	平成26年3月期	平成27年3月期		平成26年3月期	平成27年3月期
貸出金	727	679	流動性預金	△ 275	△ 284
有価証券等	11,804	28,337	定期性預金	△ 457	△ 424
預け金	4	4			
運用勘定合計 ^⑥	12,535	29,021	調達勘定合計 ^⑦	△ 732	△ 709

$$\text{金利ショックに対する経済価値の低下額「金利リスク」}^{\text{④}} = \text{運用勘定の金利リスク量}^{\text{⑥}} + \text{調達勘定の金利リスク量}^{\text{⑦}}$$

(28,311百万円) (29,021百万円) (△709百万円)

金利リスクの自己資本の額に対する比率は、バーゼルⅢに基づく国内基準で54.30%となります。

今後も当組合は、収益性を考慮しつつ金利リスクの軽減に努めるとともに、経営体力強化のために利益の積み上げによる自己資本の増強を図ります。

2. 内部管理基準に基づく金利リスク

(1) リスク算定手法の概要

当組合では、有価証券について以下により金利リスク（経済価値の最大損失額）を算出し、内部管理上使用しております。

内容	定義
計測手法	VaR分析（分散・共分散法）
計測対象	有価証券（債券）
観測期間等	観測期間 1年 保有期間 60日 信頼水準 99%
リスク計測の頻度	月次（前月末基準）

(2) 金利リスク（経済価値の最大損失額）

（単位：百万円）

		金利リスク（内部管理基準・VaR）	
		平成26年3月期	平成27年3月期
経済価値の最大損失額		16,849	25,698
通貨ごとの内訳	円	11,740	12,105
	米ドル	5,109	13,592
	ユーロ	—	—

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

（単位：百万円）

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	83	180
監事	13	20
合計	97	200

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事9名、監事3名です（退任役員を含む。）。

注3. 上記以外に支払った使用人兼務役員2名の使用人分の報酬は、14百万円であります。

注4. 上記以外に支払った役員賞与金は、理事33百万円、監事2百万円であり、役員退職慰労金は、理事9百万円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国為替取引(外国送金、外貨預金等)を行っております。

6. 附帯業務

(1) 代理業務

ア. 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、全国信用協同組合連合会等の代理貸付業務
イ. 日本銀行の歳入復代理店業務

(2) 国債等の引受け及び引受国債等の募集取扱業務

(3) 債務の保証業務

(4) 地方公共団体の公金取扱業務

(5) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(6) 保護預り及び貸金庫業務

(7) 両替業務

(8) 有価証券の貸付

(9) 金銭債権の取得又は譲渡

(10) 投資信託の窓口販売

(11) 保険商品の窓口販売

(12) 共済商品の窓口販売

(13) 確定拠出年金受付業務

(14) 金融商品仲介業務

(15) 電子債権記録業に係る業務

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、**青字表示**の項目は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則(協金法施行規則)(第69条)」で、**赤字表示**の項目は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(第7条)」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ 1

【概況・組織】

1. 事業方針 2
2. 事業の組織 21
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) 21
4. 会計監査人の氏名又は名称 21
5. 店舗一覧(事務所の名称及び所在地) 22~23
6. 地区一覧 22~23
7. 自動機器設置状況 22~24
8. 組合員数 30

【主要事業内容】

9. 主要な事業の内容 42
10. 信用組合の代理業者(該当ありません)

【業務に関する事項】

11. 事業概況 2~3
12. 経常収益 30
13. 業務純益 30
14. 経常利益 30
15. 当期純利益 30
16. 出資総額、出資総口数 30
17. 純資産額 30
18. 総資産額 30
19. 預金積金残高 30
20. 貸出金残高 30
21. 有価証券残高 30
22. 単体自己資本比率 30
23. 出資配当金 30
24. 職員数 30

【主要業務に関する指標】

25. 業務粗利益及び業務粗利益率 30
26. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 30
27. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや 30~31
28. 受取利息及び支払利息の増減 30
29. 総資産経常利益率 30
30. 総資産当期純利益率 30
31. 経費の内訳 32

【預金に関する指標】

32. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 32
33. 固定金利定期預金、変動金利定期預金、その他の区分ごとの定期預金残高 32
34. 預金者別預金残高 32

【貸出金等に関する指標】

35. 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高 33
36. 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高 32
37. 担保種類別の貸出金残高、債務保証見返額 32
38. 使途別貸出金残高 32
39. 業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合 33
40. 預貸率の期末値、期中平均値 30
41. 消費者ローン・住宅ローン残高 33

【有価証券に関する指標】

42. 商品有価証券の種類別平均残高 33
43. 有価証券の種類別・残存期間別残高 33
44. 有価証券の種類別平均残高 33
45. 預証率の期末値、期中平均値 30

【経営管理体制に関する事項】

46. リスク管理の体制 8~9
47. 法令遵守の体制 6
48. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 7

【財産の状況】

49. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 26~29
50. リスク管理債権の状況 4
 - (1) 破綻先債権
 - (2) 延滞債権
 - (3) 3か月以上延滞債権
 - (4) 貸出条件緩和債権
51. **金融再生法に基づく資産査定**の公表 4
52. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 34~41
 - ・自己資本の構成に関する開示事項 34~35
 - ・自己資本の充実度に関する事項 36
 - ・信用リスクに関する事項 37~38
 - (証券化エクスポージャーを除く)
 - ・信用リスク削減手法に関する事項 39
 - ・証券化エクスポージャーに関する事項 38
 - ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 38
 - ・出資等エクスポージャーに関する事項 39
 - ・金利リスクに関する事項 40~41
53. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 31~32
 - ・有価証券 31
 - ・金銭の信託 32
 - ・協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引 32
54. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) 37
55. 貸出金償却の額 38
56. 会計監査人による監査 25

【監督指針の要請に基づく開示】

57. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 12~17
58. 地域貢献への取組み 18~20
59. 地域密着型金融の取組み状況 18~19
60. 総代会 21
61. 代表理事による確認 25
62. 報酬体系について 41

【その他】

63. トピックス 3
64. CSRの取組みについて 6
65. 環境保全活動 7
66. 顧客保護等管理方針 10
67. 利益相反管理方針 10
68. 個人情報保護 11
69. 継続企業の前提の重要な疑義 25

【連結情報】

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則(第70条)」で規定されております連結情報は、該当ありません。

平成27年7月
編集・発行 総務部
お問い合わせ先 総合企画部
〒380-8668 長野市新田町1103番地1
電話 026-233-2111(代)
【ホームページ】 <http://www.naganokenshin.jp>
【E-mail】 nkenshin@naganokenshin.jp

けんしん



この印刷物は、植物油インキを使用しています。